

令和 7 年

双葉町議会会議録

第 2 回定例会

6 月10日開会～ 6 月11日閉会

双 葉 町 議 会

令和7年第2回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日 (6月10日)	
議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため議場に出席した者の職氏名	5
開 会	6
開 議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	7
報告第2号から報告第5号までの一括上程	8
議案第24号から議案第36号までの一括上程、提案理由の説明	8
陳情第1号の審査報告、質疑、討論、採決	10
陳情第2号の上程、質疑、討論、採決	11
一般質問	12
4番 伊藤哲雄君	12
1番 渡部昭洋君	20
発言の取消し	25
7番 高萩文孝君	26
発言の取消し	35
6番 菅野博紀君	37
5番 作本信一君	48
散 会	52

第 2 日 (6月11日)

議事日程	5 3
出席議員	5 4
欠席議員	5 4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5 4
職務のため議場に出席した者の職氏名	5 4
開 議	5 5
議事日程の報告	5 5
一般質問	5 5
2番 山 根 辰 洋 君	5 5
3番 小 川 貴 永 君	6 2
議案第24号の質疑、討論、採決	6 4
議案第25号の質疑、討論、採決	6 5
議案第26号の質疑、討論、採決	6 6
議案第27号の質疑、討論、採決	6 6
議案第28号の質疑、討論、採決	6 7
議案第29号の質疑、討論、採決	6 8
議案第30号の質疑、討論、採決	6 8
議案第31号の質疑、討論、採決	6 9
議案第32号の質疑、討論、採決	7 0
議案第33号の質疑、討論、採決	7 1
議案第34号の質疑、討論、採決	7 1
議案第35号の質疑、討論、採決	7 2
議案第36号の質疑、討論、採決	7 3
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 4
常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	7 5
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	7 5
議員派遣の件	7 6
閉 会	7 6

6 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

7 双葉町告示第 19 号

令和 7 年第 2 回双葉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 5 月 21 日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 令和 7 年 6 月 10 日（火）
午前 9 時 30 分

2. 場 所 双葉町役場 議場

○応招・不応招議員

○応招議員（８名）

1 番 渡 部 昭 洋 君
3 番 小 川 貴 永 君
5 番 作 本 信 一 君
7 番 高 萩 文 孝 君

2 番 山 根 辰 洋 君
4 番 伊 藤 哲 雄 君
6 番 菅 野 博 紀 君
8 番 岩 本 久 人 君

○不応招議員（なし）

令和 7 年第 2 回双葉町議会定例会議事日程（第 1 号）

令和 7 年 6 月 1 0 日（火曜日）午前 9 時 3 0 分開会

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 2 号 専決処分の報告について
専決第 4 号 双葉駅東地区商業施設建設工事（その 1）請負契約の一部変更について
- 日程第 6 報告第 3 号 令和 6 年度双葉町一般会計継続費通次繰越しの報告について
- 日程第 7 報告第 4 号 令和 6 年度双葉町下水道事業会計継続費通次繰越しの報告について
- 日程第 8 報告第 5 号 令和 6 年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第 9 議案第 2 4 号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 2 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 2 6 号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 2 7 号 双葉町税特別措置条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 2 8 号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 2 9 号 双葉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 3 0 号 双葉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 3 1 号 双葉町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 3 2 号 双葉町都市公園条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 3 3 号 町道路線の廃止について
- 日程第 19 議案第 3 4 号 町道路線の認定について
- 日程第 20 議案第 3 5 号 指定管理者の指定について

日程第21 議案第36号 令和7年度双葉町一般会計補正予算（第1号）

日程第22 陳情審査報告

陳情第1号 双葉町駅西住宅内又は双葉町駅西住宅から徒歩圏内に遊具又は公園の早急な設置を求める陳情

日程第23 陳情第2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情

日程第24 一般質問

4番 伊藤 哲雄 君

1番 渡部 昭洋 君

7番 高萩 文孝 君

6番 菅野 博紀 君

5番 作本 信一 君

散 会

○出席議員（８名）

1 番	渡 部 昭 洋 君	2 番	山 根 辰 洋 君
3 番	小 川 貴 永 君	4 番	伊 藤 哲 雄 君
5 番	作 本 信 一 君	6 番	菅 野 博 紀 君
7 番	高 萩 文 孝 君	8 番	岩 本 久 人 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	平 岩 邦 弘 君
副 町 長	森 隆 史 君
教 育 長	舘 下 明 夫 君
総務課長兼 コミュニティ センター所長兼 秘書広報課長	橋 本 靖 治 君
復興推進課長兼 産業交流所長	横 山 敦 君
戸籍税務課長	大 浦 寿 子 君
参事兼 農業振興課長兼 農業委員 事務局局長	中 野 弘 紀 君
建 設 課 長	藤 本 隆 登 君
住民生活課長	中 里 俊 勝 君
健康福祉課長	志 賀 寿 三 君
会 計 管 理 者	相 楽 定 徳 君
教育総務課長	木 幡 勝 君
生涯学習課長	朝 田 幸 伸 君
代表監査委員	石 川 雄 彦 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	石 上 崇
書 記	土 屋 美 香

◎開会の宣告

○議長（岩本久人君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第2回双葉町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時30分）

○議長（岩本久人君） 6番、菅野博紀君については、本会期中、着座により発言することを許可いたします。

◎開議の宣告

○議長（岩本久人君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（岩本久人君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（岩本久人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、4番、伊藤哲雄君、5番、作本信一君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（岩本久人君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期については、5月29日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から6月11日までの2日間とすることにご報告をいただきました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月11日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月11日までの2日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（岩本久人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告をします。

お手元に配付した報告書の写しをもって報告に代えさせていただきます。ご了承願います。

また、これまでに受理した陳情は、お手元に配付した陳情文書表のとおり報告します。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（岩本久人君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。令和7年第2回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

3月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

4月7日、双葉町立双葉中学校入学式及びふたば幼稚園入園式を挙行いたしました。本年度は中学校に3名が入学、ふたば幼稚園に1名が入園いたしました。今年度の町立幼稚園、小中学校は園児、児童生徒32名によるスタートとなりました。

4月18日、双葉町放射線量等検証委員会を開催し、委員として有識者5名の方に委嘱状を交付いたしました。会議では、特定帰還居住区域への帰還に向けた取組等について、委員よりご意見及びご助言をいただきました。

5月17日、町立学校体育館において、ふたば幼稚園、双葉南・北小学校合同運動会を開催いたしました。園児、児童18名とともに、教員、保護者も参加し、笑顔と歓声に包まれた運動会となりました。

5月23日、双葉町、大熊町、富岡町、浪江町、葛尾村、飯舘村で構成する原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会で、自由民主党東日本大震災復興加速化本部、国土交通省、経済産業省、復興庁、環境省を訪問し、一日も早い避難指示解除と町村の真の復興に向け、被災町村の実態に寄り添い、総力を挙げて対応するように要望活動を行ってまいりました。

5月24日から26日の3日間にわたり、国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」が開催されました。浪江町内で標葉郷の出陣式が行われ、双葉町騎馬会からは5歳の騎馬武者を含む総勢6騎が出陣し、五郷の騎馬武者とともに雲雀ヶ原祭場地向けて進軍されました。25日には、町内で凱旋行列と相馬流れ山踊りが披露され、無事の凱旋が報告されました。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。まず、報告が4件となります。提出議案につきましては、条例の一部改正が9件、町道路線の廃止が1件、町道路線の認定が1件、指定管理者の指定が1件、令和7年度一般会計補正予算（案）が1件、合わせて13件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げて、行政報告といたします。

○議長（岩本久人君） これで行政報告を終わります。

◎報告第2号から報告第5号までの一括上程

○議長（岩本久人君） 日程第5、報告第2号から日程第8、報告第5号までを一括議題とします。

報告第2号から報告第5号までの説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 報告第2号 専決処分報告について、専決第4号 双葉駅東地区商業施設建設工事（その1）請負契約の一部変更についてであります。令和6年8月22日、令和6年第2回双葉町議会臨時会において議決をいただきました工事請負契約につきまして、契約金額に変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告いたします。

報告第3号 令和6年度双葉町一般会計継続費通次繰越しの報告についてであります。令和6年度双葉町一般会計継続費繰越計算書のとおり、中野地区復興産業拠点整備事業業務委託料、双葉駅西地区住宅団地等整備事業業務委託料（第一地区分）、双葉駅東地区商業施設整備事業の3事業、合わせて6,731円を令和7年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告いたします。

報告第4号 令和6年度双葉町下水道事業会計継続費通次繰越しの報告についてであります。令和6年度双葉町下水道事業会計継続費繰越計算書のとおり、双葉駅西側第一地区下水道施設整備事業及び双葉駅西側第二地区下水道施設整備事業の2事業、2,541円を令和7年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告いたします。

報告第5号 令和6年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてであります。令和6年度双葉町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、復興まちづくり支援事業、子育て世帯臨時給付金事業、上羽鳥地区基盤整備事業、西郷内橋橋梁補修事業、前田長塚線改良事業の5事業、合わせて1億3,840万6,000円を令和7年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（岩本久人君） これで報告第2号から報告第5号までを終わります。

◎議案第24号から議案第36号までの一括上程、提案理由の説明

○議長（岩本久人君） 日程第9、議案第24号から日程第21、議案第36号までを一括上程とします。

議案第24号から議案第36号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第24号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、投票管理者等の報酬額を改正するものです。

議案第26号 双葉町税条例の一部改正についてであります。地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第27号 双葉町税特別措置条例の一部改正についてであります。減収補填制度を規定している総務省令のうち、令和6年度末に適用期限が到来するものについて、適用期間を延長する改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第28号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。令和7年度における国民健康保険税の税率を改正するため、所要の改正を行うものです。

議案第29号 双葉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第30号 双葉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第31号 双葉町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第32号 双葉町都市公園条例の一部改正についてであります。双葉運動公園の事業認可に当たり、公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準を定めるため、改正するものです。

議案第33号 町道路線の廃止についてであります。福島県による細谷地区海岸災害復旧事業に伴い、関係する町道を整備するもので、道路法第10条第1項の規定に基づき廃止することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第34号 町道路線の認定についてであります。福島県による細谷地区海岸災害復旧事業に伴い、関係する町道を整理するもので、道路法第8条第1項の規定に基づき認定することについて、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第35号 指定管理者の指定についてであります。双葉駅東地区商業施設の指定管理について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第36号 令和7年度双葉町一般会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ2億2,248万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は164億6,248万8,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。

地方交付税は、特別交付税の増により、1,465万1,000円を追加いたしました。

国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増により、724万5,000円を追加いたしました。

県支出金は、福島県地域医療復興事業補助金などの増により、59万2,000円を追加いたしました。

繰入金は、財政調整基金繰入金の増により、2億円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費は、民間賃貸住宅新築等促進補助金の増などにより、2億79万5,000円を追加いたしました。

民生費は、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業費の増などにより、1,087万4,000円を追加いたしました。

農林水産業費は、県営復興基盤総合整備事業市町村負担金の増により、1,465万1,000円を追加いたしました。

また、債務負担行為補正として、民間賃貸住宅新築等促進事業を追加いたしました。

以上、提案いたしました議案について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩本久人君） これで提案理由の説明を終わります。

◎陳情第1号の審査報告、質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第22、陳情の審査報告を行います。

陳情第1号 双葉町駅西住宅内又は双葉町駅西住宅から徒歩圏内に遊具又は公園の早急な設置を求める陳情について、所管の委員会からの報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長、作本信一君。

（5番 作本信一君登壇）

○5番（作本信一君） 産業厚生常任委員会から報告いたします。

令和7年第1回議会定例会初日において、当委員会に付託された双葉町駅西住宅内又は双葉町駅西住宅から徒歩圏内に遊具又は公園の早急な設置を求める陳情について、4月15日と5月15日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その報告をいたします。

陳情の趣旨は、令和7年3月3日現在、町内には13人の小学生以下の子供たちが居住しており、未来をつくる子供たちのために、遊具で遊べる年齢の子供には双葉町の遊具で遊んでほしいという思いから、駅西住宅内または駅西住宅から徒歩圏内に早急に遊具または公園を設置してほしいという内容でありました。

今回の審査に当たり、町内に公園を設置する計画の有無や児童遊園の設置に関して確認いたしまし

た。その中で、本件と同じ内容の陳情書が町執行部に対しても提出されており、既に対応を進めていることを確認しました。

産業厚生常任委員会としては、本件については今後も注視が必要であるものの、既に町執行部が陳情を受け対応中であることから、町執行部への陳情書の送付が不必要であるとし、不採択とすべきという委員の一致した意見でありました。

以上のことから、お手元に配付しました陳情審査報告書のとおり、委員会として不採択とすべきものとしたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（岩本久人君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第1号を採決いたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。

お諮りします。陳情第1号を採択することの賛否について押しボタンを押してください。

（表 決）

○議長（岩本久人君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成少数）

○議長（岩本久人君） 賛成少数です。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

◎陳情第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第23、陳情第2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情を議題とします。

お諮りします。陳情第2号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。陳情第2号を採択することの賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんでしょうか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、陳情第2号は採択することに決定しました。

ここで暫時休議します。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時05分

○議長(岩本久人君) 会議に戻します。

◎一般質問

○議長(岩本久人君) 日程第24、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号4番、伊藤哲雄君の一般質問を許可いたします。

4番、伊藤哲雄君。

(4番 伊藤哲雄君登壇)

○4番(伊藤哲雄君) おはようございます。議席番号4番、通告順位1番、伊藤哲雄。議長より一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

冒頭にあたり、震災、原発事故から14年3カ月が経とうとしていますが、執行部職員の皆様におか

れましては、双葉町復興再生に日夜職務遂行されていることに敬意を表したいと存じます。双葉町はこれから本当の正念場だと思っております。ぜひ今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、1番、先般新聞報道において、当町のふるさと納税の寄附額が掲載されていましたが、どのような理由が原因で前年度より寄附額が約5分の1まで減少に至ったのか。また、ふるさと納税制度を町としてどのように活用するのか伺います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 4番、伊藤哲雄議員の質問にお答えいたします。

1、ふるさと納税について。ふるさと納税についてのおたかしですが、議員ご指摘の新聞報道は、町へ寄せられる寄附額が報道されたものであり、ふるさと納税のほか、寄附の名目にかかわらず、個人からいただいた一般寄附や義援金等を含めて集計したものであります。令和5年度の確定値では122名の方から5,364万1,787円、令和6年度の速報値では311名の方から1,066万3,054円の寄附をいただきました。令和6年度の寄附額が前年度に比べて約4,300万円減少しましたが、令和5年度に一個人から5,000万円の一般寄附が寄せられたことが要因であります。

町では、令和6年10月からふるさと納税に返礼品を活用しており、ふるさと納税の個人からの実績だけを比較すれば、令和5年度は83名の方から260万円、令和6年度は277名の方から859万6,000円が寄せられ、寄附者数、寄附額ともに1年間で3倍に増えております。

ふるさと納税制度の活用につきましては、寄附者が指定する6つの使途に基づき、当町の復興状況や魅力を全国に発信する機会の創出や、交流人口の拡大等に資する事業など、寄附者のご意向に沿った活用を考えてまいります。

○議長（岩本久人君） 4番、伊藤哲雄君。

○4番（伊藤哲雄君） ただいま町長のほうから減少の理由を説明いただきましたが、私の単なる勝手な判断で、数字上で減少したというふうに解釈しましたが、実際は増えているような状況でございますので、ぜひともこのふるさと納税の産品も双葉町の発展の起爆剤にしていいただければなと思っています。

財源の確保は様々な施策を実現するために有効な手段であり、人口減少の深刻化の中で地域資源を最大限に活用し、双葉町再生をさせていく上で重要な役割だと思っております。ぜひこの辺のふるさと納税をフルに活用していただきまして、今後の税収の目標とこれからの今現在の産品、今後の産品も提示していただければと思います。それに関して伺いたいと思います。お願いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 伊藤議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、ふるさと納税の返礼品、これは全国で行っている取組であります。双葉町に関しては、3品目に関してふるさと納税の返礼品ということで今やっております。当然、将来的には

この3品目からもっともっと増やしていく考えではありますが、現在双葉町の状況を考えますと、水産業は双葉町にはないのですけれども、農林水産業、こちらの今後の利活用というのは、検討していかなくてはならないというふうに思っております。

農業の再生がまだ道半ばということですので、新たな農業の取組が進んだ状況で、返礼品の今後の、増やすというふうな考えは持っております。

先行自治体として、今月、実は視察に行く予定であります。普通の町で30億円から50億円ふると納税が入っている町があります。どういうふうな取組をしているのか、しっかりとそういった先進事例を研究をさせていただいて、双葉町でもそういったものをいいものは見習いながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（岩本久人君） 4番、伊藤哲雄君。

○4番（伊藤哲雄君） 町長の今のご答弁で、今後の双葉町のぜひ特産物を増やしていただきまして、さらなる双葉町の財政を上げてもらえればなと思っております。

続きまして、2番のほうに移らせていただきます。下水道管渠の不明水対策について。降雨時、下水道マンホールポンプより圧送される水量の容量オーバーのために、マンホール蓋より噴水状に水が流出している状況について、対策を伺います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2、下水道管渠の不明水対策について。下水道管渠の不明水対策についてのおたかしですが、議員ご指摘のとおり、町内のマンホール蓋より噴水状に水が流出する事態が発生しており、昨年度は中野地区において降雨量の増加が著しい状況の際は、数度溢水が確認されているため、不明水対策を早急に講じる必要があると認識しております。

溢水の原因はマンホールポンプの排出能力不足ではなく、下水道が汚水と雨水を別々に排除する設計であるにもかかわらず、実際には雨水や地下水が混在した不明水が、管渠の破損箇所等から下水道へ流入していることが原因であると考えております。

このため、不明水の流入を減らすことが根本的な対策になると考え、流入箇所の特定に向けて、令和5年度よりカメラ等による管渠の流量や破損箇所の調査を進め、必要に応じた管渠の補修等を実施する考えです。

一方では、対策の効果が現われるまで一定の時間を要することから、当面の対策として、昨年度作成した内水ハザードマップのさらなる周知や溢水時にカラーコーンを設置するなど、町民の皆さんに対しても危険箇所を注意喚起することで、町民の安全安心に努めてまいります。

○議長（岩本久人君） 4番、伊藤哲雄君。

○4番（伊藤哲雄君） ただいま町長からご答弁ありました不明水に関しまして説明いただきましたが、私は不明水に関しまして、中野産業団地のあそこの中継マンホールの現在あるポンプなのですけ

れども、あれが一時的に急激に水量が上昇した際に、ポンプの容量が一時的にもたなく、管渠の圧力管になってバックウォーターがかかった状況で噴水になっている状況だと思うのです。そうした場合に、普通の不明水の状況の水量で上昇した状況とはちょっとニュアンスが違うので、性能的な部分が対処できないのかなと思うので、私とすればあそこの雨水と汚水の合流、オーバーしたときに別ルートでルートを流さないと、ポンプがもたないのではないかなと。

ポンプ場の施工工事費とかそういうことを考えると、マンホールポンプの今の性能を解消するというのはちょっと大変な話なので、別な方法を考えていただければ、今後の状況を打破するには最良の方法なのかなと思っています。そのためにはバイパス的な裁量を考えるべきなのかなと思いますので、その辺のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 伊藤議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の中で、下水道が汚水と雨水を別々に排除する設計であるにもかかわらず、実際には雨水や地下水が混在した不明水が、管渠の破損箇所から下水道へ流入していることが原因であるというふうに考えてございます。

そういったことで、今ご指摘あったことも含めて、建設課長のほうに説明をさせます。

○議長（岩本久人君） 建設課長、藤本隆登君。

○建設課長（藤本隆登君） ただいまの伊藤議員の再問いにご説明いたします。

こちらの、まず前提といたしまして、そのマンホールポンプの能力不足という構造的な問題ではなくて、やはり町長のほうからも説明があったとおりに、不明水、こちらが実際のところ、日に420立米ほど流入しているということで、そちらを止めるほうが対策として大事なことでありますので、一応ポンプの容量を上げる検討はしたのですけれども、そこにマンホールポンプから水処理施設に流下する管の口径がやはり小さいもので、そちらに関しまして、それを入替えもしくはもう一本入れる、先ほどご提案のあったような形に検討はしたのですけれども、費用等の検討からすれば現実的ではないという判断をしましたので、とにかく不明水対策、これに力を入れるということで進めさせていただきたいと思います。

○議長（岩本久人君） 4番、伊藤哲雄君。

○4番（伊藤哲雄君） 不明水に関しましては大変苦慮している部分だと思いますが、今後不明水問題は重要な課題だと思います。メンテナンス、かなりこれからしていかなければいけない状況だと思いますので、その辺経営サイドで管理していただければと思います。以上で不明水対策に対して終わらせていただきます。

続きまして、3番の駅東地区の商業施設の駐車場について。役場北側に建設中の商業施設の駐車場は商業施設の東側に12台、旧体育館跡地に建設中の商業施設の駐車場は、敷地内に50台から60台の整備と聞いておりますが、今後の施設等の利用見込み状況に見合った台数を確保できているのか伺いま

す。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 3番、駅東地区の商業施設の駐車場について。駅東地区の商業施設の駐車場についてのおたただしですが、初めに現在整備中の双葉駅東地区商業施設についてご説明しますと、役場北側に整備中のスーパーが入居する商業施設については、本年6月末に竣工を予定しており、店舗内の準備等を勘案し、夏頃のオープンを目指して整備を進めております。

双葉町体育館・公民館跡地に整備中の飲食店3店舗については、来年1月中の竣工を目指し、工事を進めております。

商業施設の整備が進展することに伴い、スーパーが入居する商業施設の東側に新たに2カ所の公共駐車場の整備を進めているところです。一カ所は12台、もう一カ所は28台の駐車が可能であり、双葉駅周辺にお車でお越しいただいた方の利便性向上につながると期待しております。

また、体育館・公民館跡地については、新たな商業施設の整備を勘案した上で、暫定的に50台程度が駐車できる砂利敷きの駐車場を付置する予定です。

今回整備する商業施設の規模などを総合的に勘案すると、新たに整備する駐車場は、ふだん使用するものとしては適当な駐車台数を確保しているものと考えております。

○議長（岩本久人君） 4番、伊藤哲雄君。

○4番（伊藤哲雄君） ただいま町長のほうから駐車場の台数は網羅されているという話でございましたが、私イベントが開催されたときは、どの程度確保できるのかなというその辺の、通常来ている人等と、イベントで来た際の駐車場の取扱いはどういうふうな考えですか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 伊藤議員の再質問にお答えいたします。

イベント等で来場される方は大勢おられますし、当然、車でお越しの方も多いというふうに把握しております。そういった部分で、双葉駅の北側、南側に駐車場があります。さらには、町の役場の駐車場、そしてそれでも不足する場合には、町民グラウンドにあります、いわゆる旧グラウンドのところに臨時駐車場として、そちらに誘導しておりますので、今現在開催をしております正月初めのダルマ市とか、そういったものに関しては、何とか対応できているというふうに考えております。

○議長（岩本久人君） 4番、伊藤哲雄君。

○4番（伊藤哲雄君） イベントにも十分対応できるということで分かりましたので、ご答弁ありがとうございます。

引き続きまして、4番、町道の安全対策について。今後完成、供用開始する復興シンボル軸のオーバースタッド部分の下を通る新山鴻草線の安全対策について伺います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 4、町道の安全対策について。町道の安全対策についておたただしですが、町としては、交通ルールを遵守していただくことが最も重要と考えております。

議員ご指摘の県道井手長塚線と町道新山鴻草線との交差点については、現在は県道が優先道路となっており、町道を通行する車両等には、交通安全の確保のため、交差点へ進入する前に一時停止することが求められております。

町としては公安委員会とも連携し、交差点での停止線や「止まれ」の道路標識と路面標示により、交通ルールの周知に努めているところですが、必要に応じて追加の措置を講ずるなど、より安全安心な交通を確保してまいります。

○議長（岩本久人君） 4番、伊藤哲雄君。

○4番（伊藤哲雄君） ただいまご答弁いただきました新山鴻草線並びに井手長塚線の状況を今お聞かせいただきまして、私も現地を確認して、こちらから南北に旧道の新山鴻草線を一旦停止、それから井手長塚線、東西に通っています。

しかしながら、今シンボル軸と6号線、国の道路なのですけれども、今後できた際に、その交差点と新山鴻草線の交差点、車両以外に人と自転車の歩行が今後多く通るような予想されます。そうした場合に、車両だけではなくて、歩行者と自転車通行の対策として、町としてどういうふうにお考えですか。

それと、今後シンボル軸が国道6号線に結びついた際に、やはりあそこを横断する人もおると思います。国と県との協議となると思いますが、その辺の今後の安全対策に対してご協議していただければなと思います。その件に関してご答弁をお願いしたいなと思います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 伊藤議員の再質問にお答えいたします。

歩道を整備するなど、歩行者の安全対策にも力を入れてということのご指摘だと思います。まさに現況新山鴻草線のシンボル軸から越田踏切付近の交差点までの区間につきましては、歩道が整備されておられません。架け替えを予定している戒川橋の竣工に伴いまして、歩行者の安全を確保するための町道の西側部分に歩道を設置する計画をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（岩本久人君） 4番、伊藤哲雄君。

○4番（伊藤哲雄君） ただいま安全対策につきましてご答弁いただきまして、誠にありがとうございます。

話ちょっと変わるのですけれども、双葉町は現在交通死亡事故ゼロを5月31日現在で7,579日達成しております。これを今後とも継続して、双葉町が交通死亡事故ゼロを目標に進めてもらいたいなと思っています。そのために今回の安全対策に対して質問させていただきました。ご答弁ありがとうございます。

ざいます。以上で4番を終わらせていただきます。

最後に、5番になりますが、東京電力ホールディングスに対する要求について。帰還、移住、定住などの人口増加施策などを進めることは当然ですが、一方で東京電力ホールディングスにはグループ企業や関連企業と連携し、双葉町内への企業立地や町内での雇用拡充の取組を進めるよう求めるべきだと思っています。

議会と共同で要望を行っておりますが、改めてこのことに対する町の考えをお伺いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 5、東京電力ホールディングスに対する要求について。東京電力ホールディングスに対する要求についてのおただしですが、令和7年1月6日、東京電力ホールディングス株式会社の小早川代表執行役社長が来庁された際、議会との連名で「福島第一原子力発電所の廃炉、原子力損害賠償の完全実施及び復旧・復興への協力に関する要求書」を手交し、福島第一原子力発電所の廃炉や原子力損害賠償のほか、双葉町の復旧・復興に向けた取組への協力について要求したところで

す。

議員ご指摘の双葉町内への企業立地と雇用拡充はもちろんのこと、その基礎となる町内への居住促進と地域貢献についても要求し、町の働く拠点として復興の中核を担う中野地区復興産業拠点へのグループ企業及び協力企業と連携した企業立地や町内での雇用の拡充を図る取組を推進するとともに、町内への居住や地域イベントへの参加を求めたところで

す。

東京電力ホールディングス株式会社からは、5月13日付で回答書が手交され、地元企業がより積極的かつ計画的に廃炉事業へ参入いただけるよう、今後の中長期的な発注見通しについて毎年度取りまとめて地元企業に示す取組や、地元企業の新規参入、受注拡大に向けた環境整備に取り組んでいること、さらには町と相談しながら居住の推進や地域イベントなど貢献できるように取り組んでいく旨の回答をいただいております。

町としては、これら回答書に記載された約束をしっかりと遵守し、今後も町内への企業立地と雇用拡充、町内への居住促進等、地域貢献について積極的に関わるよう東京電力ホールディングス株式会社に求めてまいります。

○議長（岩本久人君） 4番、伊藤哲雄君。

○4番（伊藤哲雄君） ただいま町長よりご答弁いただきまして、誠にありがとうございます。私も地元企業に少し、東京電力ホールディングスとして地域貢献してもらいたいと思っているのは再三分かっているのですけれども、それはさておき、まずもって企業の移動。失礼しました。大変失礼しました。聞こえるようにしゃべりたいと思います。

私、今町長の答弁の中で地域振興策を十分やっていくという話を聞きましたが、まずもって東京電力には新たな企業参入と定住促進に図られた各社の社員寮、社宅も、ぜひ積極的に造っていただけれ

ばなと思っています。それも人口増加につながるの間違いなと思っています。

最近特に私感じていることなのですけれども、東京電力ホールディングスの建物が全て解体撤去されているのを見受けられるのですが、この寮・社宅を今後再利用できないのかなと思っておりました。そして、最後残っているところが大字新山字高万・地内の東京電力ホールディングスの社宅が今まだ残っているように思うのですけれども、この取扱いに関してはどういうふうに東京電力は考えているのでしょうか。ぜひこの辺の人口増加に向けた住みよい、再利用として施設を使えないのかなと思っております。それに関してのご答弁をお願いしたいなと思います。

それから、新しい産業、廃炉作業を今施設の中でされておりますが、新規の産業を双葉町の町内に東京電力として、ぜひ地域振興策として進めてもらいたいなと思います。そのためにもやはり事故の原因者として責務を果たす義務があると思います。ぜひその辺のことを積極的に東京電力にやっていただければと思います。

質問の内容としましては、企業立地によつての雇用拡充と人口増加の施策についてご答弁していただきたいと思います。それから、高万・地区の東京電力の社宅の取扱いはどんな方向になるのか、ちょっとその辺伺いたいと思います。

以上です。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 伊藤議員の再質問にお答えいたします。

まず、居住促進、これは常々東京電力の、特に復興本社の幹部の皆さんにはお願いをしております。ただ、東京電力は、ご存じのとおり、廃炉の取組をしていることによって、簡単に言いますと、国から借金をしている状況です。そういった中で、新たに社員の居住の施設、そういったものを建てるとするのは非常に負担が大きいといえますか、今の経営状況では厳しいというふうな話も伺っております。

そういったことの対応策として、町としても東京電力の社員並びに協力企業の皆さんが町内に居住できるような制度を何とか考えていきたいというふうに考えております。

さらには、廃炉の新たな産業ということですが、当然これは考えていないわけではなくて、町としても、今回廃炉の特殊な作業でありますから、そういったものの新たな取組ということも、東京電力の廃炉の責任者である方たちとも話を進めているところであります。

さらに、そういったものができることによって雇用促進につながるというのは十分我々も考えておりますので、今後その取組は進めていければというふうに考えております。

高万・の住宅、こちらに関しては、我々東京電力の会社として個人の財産ですから、どのように対応しているかというのは、我々ちょっと計り知るところではありませんけれども、利用可能であれば再利用というのは当然していただきたいと思っておりますが、基本的に解体というふうな方向で進んでいるというふうに伺っています。

そういった部分で、町内にありました東京電力の家族寮であったり、独身寮であったり、その他の社宅、そういったものが本来は新たに再生して、東京電力の社員の皆さんに住んでいただければ非常にいいのですが、先ほど申し上げたように、今いろいろな廃炉作業に関わる財源については、簡単に言うと国から借りて払っていかなくてはならないというふうな形になっておりますから、そういった部分に関しての社員の福利厚生については、ちょっとなかなか手を出せる状況にないというふうに感じています。

そういった部分ができないからやらないのではなくて、双葉町として東京電力の社員の皆さんはじめ、協力企業の皆さんにも住んでいただけるような取組を、町として何とか方法がないかというふうな今検討しております。そういったことで方向性が決まりましたら、当然議会の皆さんにも説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩本久人君） 4番、伊藤哲雄君。

○4番（伊藤哲雄君） 十分分からさせていただきました。

高万・の社宅に関しては、そういう扱いだという話でございますので、双葉町の今後の人口増につながるような新産業等をぜひ進めていただければなと思っております。東京電力ホールディングスにはさらなる親密な関係でご協力いただければと思っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（伊藤哲雄君） 通告順位2番、議席番号1番、渡部昭洋君の一般質問を許可いたします。

1番、渡部昭洋君。

（1番 渡部昭洋君登壇）

○1番（渡部昭洋君） 通告順位2番、議席番号1番、渡部昭洋です。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきたいと思っております。今回の質問は2件となります。

まず1件目、来町促進施設の必要性について。現在町民以外の方が双葉町を訪れる目的として、原子力災害伝承館の見学が中心であると思いますが、今後さらなる来訪者を継続的に誘致するためには、四季折々の花が咲く公園等の双葉町独自の来町促進施設が必要と考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1番、渡部昭洋議員の質問にお答えいたします。

1、来町促進施設の必要性について。来町促進施設の必要性についてのおたかしですが、双葉町がにぎわいを取り戻し、復興を着実に進めていくためには、町外から来訪者を継続的に呼び込むとともに、地域での消費や交流につなげていくことが重要であると認識しております。

こうした取組の核となる施設の 하나가、中野地区に整備を予定している運動公園であります。約15ヘクタールの敷地に子供向け遊具やバーベキュー場、多目的広場など、屋外空間を生かしたアクティビ

ティが楽しめる施設を整備し、町民の健康づくりと来訪者のレクリエーションの両立を図る拠点として、令和12年度の開園を目指して準備を進めているところであります。

また、福島県が整備を進めております復興祈念公園においては、東日本大震災で亡くなられた方々を追悼し、復興への誓いを新たにする場であるとともに、様々な樹木や草花に囲まれた町原風景も感じることができる施設として、令和7年度中の完成が予定されていることから、復興祈念公園と運動公園それぞれの役割を生かしながら整備、運用に取り組んでまいります。

こうした施設に加え、中野地区には東日本大震災・原子力災害伝承館のほか、工場見学やカフェ運営などを通じて町の魅力を発信している浅野燃糸株式会社の施設や大和ライフネクスト株式会社が整備を進めているホテルの開業も予定されております。民間による受入れ環境も整いつつあるため、相互に連携させることで町全体としての回遊性や滞在価値を高める相乗効果を期待しているところで

す。

今後とも町民の皆さんからのご意見を伺いながら、関係機関との連携を深め、交流人口の拡大と地域経済の活性化に取り組んでまいります。

○議長（岩本久人君） 1 番、渡部昭洋君。

○1 番（渡部昭洋君） 答弁ありがとうございます。

特定復興再生拠点区域の避難指示解除から3年、今まで執行部の方には、本当に町民の帰還または移住者の促進についていろいろご尽力をいただき、心より感謝申し上げます。ただ、3年経とうとしていますので、そろそろ町外からの旅行を目的とした方の人口増加、そして町内から避難している方の一時的な町への観光等も兼ねて、そろそろ整備していかなければならない時期にも来ているのかなと思って、質問させていただきました。

隣町の浪江町には、道の駅なども整備されていて、平日行ってもすごい人がいるような状況で、誘致に成功したのかなと思っております。

また、大熊町にも2030年度中には道の駅が整備されるということで、そちらもこれから観光客が増加するのではないかなと思っております。

双葉町につきましては、道の駅という手はもうないでしょうから、何があるのかなと思うところがありますけれども、昨年でいいますと、単発的ではありますけれども、民間の団体が夏に開催してくれた双葉花火、ものすごく人が集まって、双葉町にこんなに人が訪れてくるのを久々に見たなというぐらいで、花火もきれいでしたし、継続してやっていただけるのかなと思っていたのですが、何かうわさを聞きますと、今年の開催は非常に難しいということを聞いておりますので、ちょっと残念だなと思っているところであります。

また、先ほど町長の答弁でありました復興祈念公園、今年度中のオープンを目指しているということでもありますけれども、こちら私も今年2月に開催された地元住民とのワーキングに参加させていただきました。すごくどんなのができるのかなと思って楽しみにして参加させていただいたのですが、

私の最初の質問にあった草花がたくさん生えているというイメージがあるのかなと思って参加させていただいたのですが、何か聞くとおところによりますと、浪江町の両竹の部分に一部、本当の一部だけ草花は植える予定はあるのだけれども、双葉町には今のところあまり計画していなく、桜の木やツツジなどは結構植えていただけということでした。

何かもう少し双葉町のほうにも草花が植えられていれば、それに観光の増加にもなるのかなと思っていたのですが、ちょっと残念、できてみなければ分からないのですが、残念だったなと思っています。

先ほどおっしゃられました、あと双葉町ではアクティビティエリアですか、運動公園やバーベキューができる場所ということで、そちらも予定されているようですが、やはりそれだけではどうなのかなと思ひまして、集客を目指すためには今若者も、当然高齢の方も、今やはりSNSを使って発信するというのがすごい主流ですので、そちらを目的に観光客を増やしていくのが一番かなと思ひまして、そのためにはやはり草花が必ず必要ではないかなと思っています。

規模的には比べものにならないかもしれませんが、ひたちなかの海浜公園のようなネモフィラとか、冬にはコキアとか、ああいうのがいっぱい咲いているような状況の公園があれば、町外からの人もたくさん来てくれるでしょうし、町民、今双葉を離れていろんなまちで過ごしている町民も、四季折々に双葉町を訪れてくれるのではないかなと思ひしております。

なかなかそういう植え替え作業というのは非常に大変なのですけれども、その辺を先ほど伊藤議員からの質問にありました東京電力からのいろいろな協力ができないかというところで、町長の答弁で財政的な協力は非常に難しい、なかなか難しいという話もありましたが、何とかその辺は東京電力のマンパワーで協力していただいて、花の植え替えとかそういうのを何とかお手伝いしながら、町も運動公園内にたくさんの花々を植える、またその近くにも植えていくということでどんどん、どんどん広がっていけば、福島県の復興祈念公園のほうも刺激を受けて、そういう施設、そういう双葉町の部分にもどんどん、どんどん花を植えていって来て、草花の有名な公園になっていくのではないかなと私は思っています。

再質問になりますけれども、先ほど言いました民間企業と協力して、そのように草花等を今の復興祈念公園の近辺に植えていくという作業に対して、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 渡部議員の再質問にお答えいたします。

まず、復興祈念公園、双葉町と浪江町で約50ヘクタール。ほぼほぼお互いの町で半分までいかないのですけれども、浪江のほうが少し大きいのですけれども、そういうふうな割合で建設、造っております。

おっしゃったひたちなかの公園のネモフィラ、実は私復興祈念公園の有識者委員の一人になっていますから、何年か前にその話をしたことあるのです。いろいろな国営追悼施設もいいけれども、亡くなった犠牲者であったり、そういった人たちを追悼する施設と、きれいなものを見て頭にくる人は一

人もいないのだから、そういうものを造るのはどうかというふうな話を実はしたのです。

その中で、簡単に言いますと、国の予算をいただいて、これ県事業ですから、なかなか皆さん、そういう理解が進んでいないというのが1つありました、残念ながら。そういった部分で、今中野地区に急きょ残してもらっている津波被災で残った家屋が2棟あります。これは本来、解体をする予定だったのですが、浜通りの津波被災地で普通の住家が残っているところ、今実は一カ所もないのです。

幸いというか、不幸というか、これ何とも言葉は難しいのですが、双葉町にその2つの建物が奇跡的に残っていたと。これをやはり復興祈念公園に来られる皆さんに、津波ってこういうものなのですよ、こういう非常に厳しい現実があったのですよという見ていただく施設としては、これ絶対残すべきだろうということで、急きょ県と交渉しまして、残してもらおうような取組にしております。幸いにも、普通の住宅に関しては、奇跡的に何とか倒れないで建っているという状況が、今その補強材を入れることによって残るような取組をしております。

そういったことで、まず復興祈念公園の意義ですね、これは亡くなった方の皆さんに対する追悼と、今後この経験を次の世代につなげていくというのが本来の目的ですから、きれいなものももちろん必要ですが、そういった意識を持ってもらう取組施設というのが最重要だろうと。

一方、双葉町の場合は、中野の八幡神社ありますけれども、あの近辺にある程度の、先ほど議員からありました桜であったり、そういうふうなものを愛でる場所というのは計画をしております。

そんな中で、私自身も相当強く当時、ネモフィラとかあいうベースでやることによって、集客というか、来てもらう人たちが増えるのだろうという期待をしまして、相当強く話をしたのですが、全然最初からもうありきの話で、もうそれを受け入れられることはなかったのですが、今現在非常に残念だなというふうに思っています。ですが、今できているもので皆さんに来て、また来たいなと思ってもらうような施設、復興祈念公園は完成形はないですよということを言わせてもらっています。そのときそのときに柔軟な対応をして、そのときそのときの時代のニーズに合った施設としてつくっていけばいいのではないかとというふうなことで話をさせてもらっています。

その中で50ヘクタールの広大な土地ですから、交通規制とか何かそういうものを省いたものが取り入れられるのではないかとということで、実はモビリティを入れるというふうな構想も、話をさせてもらっています。それはおおむね検討というか、やる方向で決まっています。この50ヘクタールの中をモビリティを使って見てもらうというのも、来た皆さんにとってはいい取組、体験なのではないかなと、そういうふうなことでやらせてもらっております。

双葉町の運動公園、こちらに関しては、おおむねの考え方として、今話をさせていただいておりますから、当然皆さんから議会の皆さんからもアイデアをいただいて、もっともっと来られる皆さん、町民の皆さんにとって、喜んでもらえるような施設になるように、今こうやらなくてはならないということは我々全然考えていませんから、いいものがあれば取り入れていきたいというふうに考えてお

りますので、どんどん議員の皆さんからもアイデアを出していただいて、いい施設をつくっていききたいというふうに考えておりますから、ぜひご協力をいただければと思っております。

大体議員のおっしゃっている意味も私も理解しているのですが、なかなか自分の思うように進めていかないというのは、半分自分でじくじたる思いというのはありますけれども、自分に権限が全部集中してお金もあれば思うとおりにできるのですけれども、そういうことがなかなかかなわない現状ですから、その中でも、やはり少しでもいいものを施設としてつくっていくという考えは常に持っておりますから、いろいろなアイデアをいただいて、私もそういったものに関しては柔軟に対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩本久人君） 1 番、渡部昭洋君。

○1 番（渡部昭洋君） 答弁ありがとうございます。

私も今いわき市に住んでおりますが、心にゆとりがないのか何なのか、最近は夜蛍を見ることもなくなりまして、双葉にいた頃は、本当に蛍がいつも飛んでいて、心が安らぐなという時期がありました。

何とか双葉の復興公園にそのような施設、復興公園というか、双葉にもそのようなものが今後できていって、何かそんな蛍が飛んでいるような小川があって、そのようなところで年に数回でも夜イベントができるようなことができれば、何かいいななんていう思いもあって、質問させていただきました。

続きまして、2 件目の質問に移りたいと思います。4 月の新聞報道に「双葉町役場支所の将来的な廃止と本庁舎への統合を検討する時期にきている」と大きく掲載されていましたが、役場支所の今後の方向性について現時点での町長の考えを伺います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2、役場支所の今後の方向性について。役場支所の今後の方向性についてのおたしですが、4 月23日に開催した行政区長会において、行政区長から「支所を縮小して人的資源の集中を考えるべきではないか」とのご質問に対し、「町の復興の進捗に伴い、最終的には役場庁舎に集約することになることから、時期などを断言するような状況にはないが、段階的に集約するなどの検討を進めていきたい」とお答えしたことが報道されたと認識しております。

現在、各所に勤務する職員は、市町村派遣職員や会計年度任用職員も合わせて、いわき支所が32名、郡山支所が7名、埼玉支所が4名、南相馬連絡所及びつくば連絡所が各1名となっております。いわき支所においては、教育総務課や健康福祉課、住民生活課、戸籍税務課などの一部業務のほか、各支所において各種証明書の発行業務や近隣に避難する町民の支援業務などを行っております。

令和4年9月に町内で役場業務を再開してから、生活インフラ等の復旧・復興事業や新たなまちづくりに向けた課題が山積しており、各支所の機能や職員を本庁に集約することにより、限られた人的

資源を効率的、効果的に活用できるという思いがあります。

各支所における今後の方向性については、利用状況や業務状況などを踏まえ、町民の皆さんや議会のご意見を伺いながら方向性を検討していきたいと考えております。

○議長（岩本久人君） 1 番、渡部昭洋君。

○1 番（渡部昭洋君） _____

○議長（岩本久人君） _____

休議。

休憩 午前 11 時 03 分

再開 午前 11 時 05 分

○議長（岩本久人君） 会議に戻します。

◎発言の取消し

○議長（岩本久人君） 1 番、渡部昭洋君。

○1 番（渡部昭洋君） 先ほどの発言を全て取り消させていただきたいなと思います。

○議長（岩本久人君） ただいま渡部昭洋君から再質問の部分の発言を取り消したい旨の申出がありました。

お諮りします。これを許可することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 異議なしと認めます。

よって、渡部昭洋君からの発言の取消しの申出を許可することに決定しました。

○議長（岩本久人君） 1 番、渡部昭洋君。

○1 番（渡部昭洋君） それでは、再質問させていただきたいなと思います。

ただいま町長のほうから、いずれは廃止すると、いずれは統合、廃止の方向で検討しているけれども、今すぐの考えではないという答弁をいただきましたけれども、やはりそのような記事が新聞に載ってしまったということで、特に高齢者の方々とかは、すぐにでも廃止されてしまうのではないかな

という問合せが私のところにもありまして、ちょっと心配していたので、質問させていただきましたけれども、そちらが新聞等に掲載することによりまして、一部の人はそれを見て住民票の異動とか、そういうことを考えるなんていうこともあり得るかなとも、そういうことが加速することもあり得るかなと思ひまして、心配していたところではありますが、このような新聞報道が先になっていってしまうということに対して、町長の考えをお伺いしたいなと思います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 渡部議員の再質問にお答えいたします。

本件に関しては、行政区長会という場でご質問があったため、私の考えを含めて申し上げたものがあります。事前に議会にお知らせするという形が取れなかったことは、ご了解いただきたいと思います。具体的なスケジュールや統廃合の順番など、町の考えがまとまり次第、議会には先にお示しをしたいと考えております。

ただ、言い訳になってしまいますが、双葉町議会の会議のルールといいますか、これは慣例でやっているのですけれども、基本フルオープンでやっておりますから、そういったようなことになったときに、どうしても報道の皆さんから先行的に出てしまうというのは、これを防ぐということはちょっと厳しいだろうと思っています。ただ、我々の真意がしっかりと、報道の皆さんにもお願いしたいのですけれども、我々の真意が伝わるような報道をしていただくというのが一番大切だと思っています。

はっきり申し上げますと、その部分だけ抜き取って報道してしまうということが結構あります。本来の自分の考えている思いがしっかりと報道されることを期待しておりますが、残念ながらそういう報道でない報道がたまに散見されます。これは私のほうから言うべきことではないと思いつつ、恐らくそのように思っている全国の自治体の首長、さらには政治家の皆さんがおられるのではないかと思います。ある意味代弁して私の考えを話をさせていただきました。

○議長（岩本久人君） 1 番、渡部昭洋君。

○1 番（渡部昭洋君） ありがとうございます。

それでは、町長の考えと今後報道が一致することを祈りまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩本久人君） ここで暫時休議します。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（岩本久人君） 会議に戻します。

通告順位 3 番、議席番号 7 番、高萩文孝君の一般質問を許可します。

7 番、高萩文孝君。

（7 番 高萩文孝君登壇）

○7番（高萩文孝君） 通告順位3番、議席番号7番、高萩文孝。今ほど議長の一般質問の許可をいただきましたので、双葉町のワクチン事業について一般質問させていただきます。

（1）、带状疱疹ワクチンについて。この事案については、共通認識を持った上での質問と回答が望ましいかと存じますので、まず初めに2つの質問を単刀直入にお伺いいたしますので、はいまたはいいえでお答えください。

①、带状疱疹とは、人から人へ伝染するいわゆる感染症なのでしょうか。

②、一般的には、带状疱疹は体内に潜伏している水ぼうそうのウイルスが、加齢や疲労などによる免疫力の低下で活性化し、痛みを伴う水膨れが带状に現れる皮膚の病気とされていますが、この見解に間違いはないでしょうか。

①、②一括で、はいまたはいいえでお答えください。

（2）、新型コロナウイルス感染症に係るmRNAコロナワクチン接種の健康被害について。国の疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第三部会の令和7年5月19日現在の審査結果報告書によると、これまでの累積進達受理件数は1万3,646件、うち認定された件数は9,153件、否認件数は3,723件、保留件数は7件と記載されています。

また、死亡一時金または葬祭料、障害年金及び障害児養育年金に係る件数では、死亡一時金または葬祭料は、認定件数1,014件、否認件数618件、保留件数ゼロ件とあり、新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種後に死亡した方は、この制度に申請した人だけでも1,759人の人がお亡くなりになっているという事実があります。

令和7年4月に改定される前までの予防接種に係る健康被害に対する給付金額の死亡した場合の補償額は、死亡一時金として4,420万円が支給されますので、単純に計算して440億円以上もの税金が健康被害者在住の当該市町村を通じて支払われることと推測されます。

私は令和5年3月9日の令和5年第1回定例会において、双葉町の新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの健康被害状況について質問させていただき、その際、町長からは「これはあくまでも法律にのっとってやらなければならない事象だから、取扱い等を十分注意して取り組んでいきたい」との答弁でありました。

あれから2年以上の月日が経過した今、双葉町における健康被害状況について伺います。

令和5年3月9日以降、本件についての取組について、実際にどのような調査を講じたのか。双葉町民への調査の結果を令和5年第1回定例会当時質問した副反応疑い報告制度と、今回の新型コロナウイルスワクチンに係る健康被害救済制度と併せて伺います。

（3）、HPVワクチンについて。K&Kプレス発行「安倍総理！子宮頸がんワクチンをやめてください」、こちらの本になります。さらには、HPVワクチン被害訴訟を支える会・大分発行のこの「HPVワクチンのほんとうのこと」、さらにHPVワクチン東京訴訟支援ネットワーク発行リーフレット「知ってくださいHPVワクチン副反応」、同じくHPVワクチン東京訴訟支援ネットワーク

発行リーフレット「HPVワクチンほんとうのこと」、これらは令和5年第1回定例会の私の一般質問で触れさせていただいた、福島県いわき市在住の子宮頸がんワクチン健康被害認定を受けている平田仁美さんが主宰するHPVワクチン問題を考える会「東北」という任意団体からいただいたものです。

これらの中には、HPVワクチン（当時の子宮頸がんワクチン）被害の実情や被害に遭われた当事者女性の痛烈な叫びが記載されています。そこで伺います。

①、町ではホームページ以外に対象住民にHPVワクチンに対する接種勧奨をどのような方法で行っているのか伺います。

②、厚生労働省で行っている令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間のHPVワクチンのキャッチアップ接種も含めた令和7年4月末現在の双葉町におけるHPVワクチン接種対象者の人数について伺います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 7番、高萩文孝議員の質問にお答えいたします。

1、双葉町のワクチン接種事業について。双葉町のワクチン接種事業についてのおたかしですが、まず带状疱疹ワクチンについてのおたかしですが、議員お見込みのとおり、带状疱疹は過去に水痘にかかったときに体の中に潜伏した水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することで発症するものと解されており、一方で、带状疱疹を発症した方が水痘を罹患したことがない乳幼児などに接触することで水痘として感染する可能性が指摘されております。

次に、新型コロナウイルス感染症に係るmRNAコロナワクチン接種の健康被害についてのおたかしですが、令和5年第1回定例会当時から令和6年3月31日までの副反応疑い報告制度における副反応の状況については、予防接種法に基づき、医療機関から各保健所長を経由して都道府県知事に報告され、厚生労働省で集計されるものです。

これらに関する情報は、厚生労働省から町に報告されないため、町民に関する情報を把握できない状況にあることから、厚生労働省へ問合せしましたが、回答を得ることはできませんでした。

令和6年4月1日以降は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種が原則65歳以上を対象とした定期接種として位置付けられ、健康被害が生じた場合は、健康被害を受けた本人やご家族が予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村に疾病の発病年月日及びその症状を証明する医師の作成した診療録等を添付して申請し、都道府県を経由して厚生労働省へ提出され、疾病・障害認定審査会の審査が行われて健康被害の認定に至るため、町として町民の健康被害が把握できる状況にありますが、現時点において健康被害の申請を受理した実績はありません。

次に、HPVワクチンについてのおたかしですが、HPVワクチンに対する接種勧奨につきましては、国の指導に基づき、町ホームページ以外の周知方法として、今年度から新たに対象となる小学6

年生に対して個別に通知しております。

また、令和7年4月末現在の双葉町におけるHPVワクチン接種対象者の人数につきましては、定期接種の新たな対象者である小学6年生19名を加えた高校1年生までの82名及び昨年度に1回ないし2回接種済みのキャッチアップ接種対象者4名を合わせた86名となっております。

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 再質問させていただきますが、まず带状疱疹なのですけれども、一応通告にははいまたはいいえと言ってくださいということだったのですが、ちょっと答弁が今のような答弁しかないということだという認識でいいかと思うのですけれども、さらにちょっと議長にこの辺取扱い、そういう答弁だから致し方ないかなと思いますので、はいまたはいいえでは答弁できないということに理解していいですね。

あと、水ぼうそうウイルスが、今の答弁ですと乳幼児に感染するというのであれば、わざわざ带状疱疹ワクチン打たなくても、むしろ乳幼児の正しい感染症の予防対策が必要と考えます。この点について再質問をお願いしますというのと、あとコロナワクチンについては、今ほどの答弁だと厚生労働省へ問合せをしたということなので、まずいつ問合せをしたのか。

あと、令和5年の私の一般質問からこれまでの期間もワクチン接種記録、ご存じかどうかあれですけれども、VRSというのがありまして、自治体から接種記録の出力及び閲覧ができたと思います。

静岡県浜松市を例に挙げますと、実はちょっと衝撃的な話をしますけれども、1回目の接種ロット番号、皆さんご存じだと思いますが、ロット番号ET3674、2回目の接種のロット番号EY2173、この順番で受けた70人の接種者のうち70人全員が実はお亡くなりになっていると、こういう大変驚きの事実があります。

さらに、その他、東京都小金井市では調査依頼ただけで、市が適切な対応をしています。

双葉町では、議会で町長が法にのっとり対応するという答弁をしたわけですから、積極的に住民の健康状態を調査すべきと考えますが、町長この辺お考えはどうなのか再質問という形でさせていただきます。

あと、最後HPVワクチンについてなのですけれども、私なりにちょっと町のほうに確認させていただいて、資料を2つほど、このワクチン接種のお知らせというのと、ホームページとかに載っていますけれども、この概要版って、これを個別に送付しているという話を聞いております。

確認なのですけれども、これのみなのかどうかも含めてご回答していただきたいのと、この内容だとちょっと不足していると思いますので、町独自の対応はなさっていないのかどうか。

今の文書ぐらいしかないのかもしれないですけれども、そこで令和5年3月9日の私の質問で感染症法の国及び地方公共団体の責務を定めた第3条に鑑みて、一人一人の人生も大きく左右してしまう可能性のある予防接種の副反応リスクも含めた感染症に対する正しい知識を学び深めることが必要との考えも述べました。

その質問に対して町長は、これ議事録ありますが、「法の趣旨に鑑み、同法第4条の国民の責務に規定するように、国民一人一人が感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないように努めることが、双葉町の子供たちの命と未来を守ることにつながりますと考えます」という答弁をいただいております。

今回令和5年4月から接種勧奨が再開され、HPVワクチンによる副反応や健康被害も、今新たに報告しているという情報も入っておりますので、予防接種法の第1条であるこの法律の目的は、「伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする」とあり、健康被害の迅速な救済をするためには、健康被害の実情を知らなければならないと思います。

HPVワクチンのその辺のリスクとベネフィットについて、本件冒頭に紹介したHPVワクチン問題を考える会―東北―や、2013年の子宮頸がんワクチン健康被害者問題の解決に力を注ぐ子宮頸がんワクチン被害者の母ともうたわれる東京都日野市議会議員の池田利恵氏、さらには昭和薬科大学薬学の医療薬学博士である長南謙一教授などを招いた勉強会の開催が急務だと思いますが、町として対応または協力することは可能か。可能であればどのような対応や協力ができるのか、お答えください。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

最後の大学の先生を招致して勉強会をする考えがあるかというふうなおたかしですが、このことにつきましてはしっかりと検討させていただきたいと思います。

それ以外の再質問につきましては、健康福祉課長に説明をさせます。

○議長（岩本久人君） 健康福祉課長、志賀寿三君。

○健康福祉課長（志賀寿三君） 高萩議員の再質問についてご説明いたします。

まず、厚生労働省への問合せにつきましては、6月3日に私、課長のほうで問合せしております。その回答が公表できないということで回答をいただいております。

続きまして、住民の被害についてですが、こちらについては可能な限り把握に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、HPVワクチンの周知につきましては、国の指導以外実施しておりませんので、実施しておりません。

続きまして、予防接種法に基づき、現在進めているものにつきましては、乳幼児のワクチン等ありますが、こちらにつきましては後ほどデータを確認しましてお伝えいたします。

以上です。

○議長（岩本久人君） 休議。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時20分

○議長（岩本久人君） 会議に戻します。

健康福祉課長、志賀寿三君。

○健康福祉課長（志賀寿三君） 先ほどの最後のお答えですが、町としましては、予防接種法に基づき、粛々と進めているものであります。

以上です。

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 答弁ありがとうございました。

最後、再々質問ですが、まずは带状疱疹ワクチンの今の答弁も含めて、感染症かも答えられない。あと、mRNAワクチンについても、先ほど申しあげました厚労省の記録の確認とかはできると思うのですが、そういうのもちょっと被害状況も分からない。HPVワクチンについてもまだまだちょっと勉強が足りないのかなと思いますので、先ほど最後に町長がいろんな方を呼んで検討するということでしたので、私的には町の方、町職員、議会、議員、みんなでやっぱり双葉町として勉強しないと駄目だと思うのですよ、いろんな意味で。そういう健康被害、結果的に厚労省から報告が来るというのはちょっとここに付箋があって、死亡された方のリストとかで何を打ったとかって細かくあります。これは令和3年5月6日のそういう報告になっています。

これ新型コロナワクチン接種後の死亡として報告された事例の概要ということなので、町長は検討という言葉を書いていただきましたが、これはぜひとも私の今回の6期目の選挙公約というか、それにもなっていますけれども、子供たちの未来に夢と憧れ、子供たちを守らないとならないので、ぜひとも私が主宰してそういうのをやりますので、ぜひとも町として協力していただいて、しない理由もないと思うし、今の答弁を聞いている限り、なかなかご存じないところもたくさんあるかと思うので、みんなで町全体でちょっと勉強して、そういうことをしていきたいと考えておりますので、最後に町長に私がやりますので、ぜひとも一緒をお願いしたいと思って、再々質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（岩本久人君） 答弁をお願いいたします。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再々質問にお答えいたします。

まずは、今我々勉強不足といいますか、このワクチンとか、ウイルスの感染症に対しての知識があまり豊富ではないというのは自覚しておりますので、そういったものもまず勉強しながら、議員の今お話のあったことについてしっかりと説明を聞きながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） すみません。続きまして、2の質問に入ります。

特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた進捗について。昨年４月に先行区域に含まれなかった７行政区を追加した双葉町特定帰還居住区域復興再生計画の変更が認定されてから１年が経過しました。

特定帰還居住区域は、2020年代にかけて帰還意向のある住民が帰還できるように創設された制度であり、その約束の時間は残り５年を切っています。

一刻も早く同区域の除染・解体を進め、町民の帰還を進める必要があると思いますが、町としてどのように考えているか伺います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） ２、特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた進捗について。特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた進捗についてのおたただしですが、議員ご指摘のとおり、国が約束した2020年代も残り５年と時間が限られている中、町としても除染や家屋の解体、インフラの復旧などを一体的かつ効果的に実施し、放射線量の低減と生活環境の整備を一刻も早く進めることが重要であると強く認識した上で、これまでも国や県、双葉地方水道企業団などと連携して避難指示解除に向けた取組を進めてまいりました。

これまでの取組の進捗を踏まえ、特定帰還居住区域のうち、先行的に認定された下長塚行政区や三字行政区に羽鳥行政区を加え、特定復興再生拠点区域と分断されている行政区について、議会とご相談させていただきながら、令和７年中の立入規制緩和区域の設定に向け、国との協議や町民への説明を進めてまいります。

特定帰還居住区域への立入規制が緩和されることにより、バリケード等の物理的な防護措置が撤去され、通行証の交付申請等の手続を行うことなく、特定帰還居住区域への立入りが可能となることから、町民の利便性の向上や帰還への機運醸成を図る考えです。

また、これらの行政区については、令和８年度内の避難指示解除を目指し、関係機関とともにスピード感を持って必要な取組を進めてまいります。

今後とも町民との約束である2020年代の帰還に向けて、除染等の必要な取組を速やかに実施し、一刻も早くふるさとへ帰還したいという町民の思いに寄り添っていただくよう国に強く要望してまいります。

○議長（岩本久人君） ７番、高萩文孝君。

○７番（高萩文孝君） ありがとうございます。令和８年度の解除という話を今言っていただきましたが、スピード感を持って対応していただきたいと思いますが、立入規制とか、今もバリケード等撤去している場所もありますけれども、防犯とか防災対策、そういうのもまたさらに進めていかなければならないと思います。

そういった意味で具体的な対応方法、あんまり今とも変わらないのかもしれないですけども、そ

の分区域が広くなるので、パトロールを強化するとか、そういうのがあると思うので、その辺再質問とさせていただきます。

あと、最終的に、これちょっと町長に直接お言葉いただきたいのですけれども、帰還困難区域全域解除がうちの目標ではないですか。そこも改めてちょっと強い思いというか、町長の思いをちょっと言っていたきたいなと、その2点お願いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

立入規制緩和区域を設定し、バリケード等の物理的な防護措置を撤去した後の防犯対策や、そういったものに関して避難指示解除された区域において実施している日中の戸別巡回によるパトロールを立入規制緩和区域に拡大する予定であり、夜間については車両巡回によるパトロールを継続するとともに、パトカーによる巡回を双葉警察署に依頼する予定であります。

なお、立入規制緩和についてですけれども、今回自由民主党、自由民主党といいますか、自由民主党と公明党の復興加速化本部の第14次提言、帰還困難区域も含めてなのですけれども、帰還困難区域の立入規制緩和、これ文言として出ているのですけれども、その立入規制緩和をしたものについての対応策が今回出ていないのです。

そのことについても、国、自民党、公明党の加速化本部に、近いうちに要望活動としてお邪魔して、しっかりバリケードを撤去した場合の防犯対策、そして現在帰還困難区域にクマであったり、イノシシであったり、サルが徘徊しております。そういったものに対しての安全対策というのが一番大切だろうと。

何せ住民の皆さんが帰還困難区域に入域したときに、危険に遭っては何の意味もありませんし、その安全対策もしっかりバックアップしていただくような国への取組をしっかり要望してまいりたいと思います。

あと、帰還困難区域の全域の避難指示解除というのは、町としてずっと掲げているものでありますから、当然残り85%の帰還困難区域に関しては、全域の避難指示解除を国には求め続けてまいります。

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） しっかりとやっていただきたいと思います。

続きまして、3の中野地区の運動公園整備について。双葉町運動公園整備については、子供向け遊具やバーベキュー場、イベント開催多目的広場、町民の健康推進につなげる施設など、令和9年度にも造成工事に着手し、早期の完成・開園を目指すとの報道がありましたが、具体的な整備方針、スケジュールについて伺います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 3、中野地区の運動公園整備について。中野地区の運動公園整備についての

おただしですが、双葉町復興まちづくり計画（第三次）では、アクティビティエリアとして、海沿いの屋外空間を生かしたアクティビティが楽しめる施設としてにぎわいが生まれる場の創出を目指すこととしており、これまで住民意向調査やワークショップ等を通じていただいたご意見を踏まえ、事業化に向けた検討を進めてまいりました。

現在の計画では、計画地約15ヘクタールにおいて、子供向け遊具やバーベキュー場、多目的広場などを備えた運動公園を整備する予定であり、あわせて、双葉町産業交流センターや東日本大震災・原子力災害伝承館、現在整備中の福島県復興祈念公園など、周辺施設との連携や回遊性を考慮した整備を進める考えであります。

整備スケジュールについては、令和9年度からの造成工事の着手に向けて、都市計画決定や用地買収、公園の実施設計等を進める予定であり、工事の完成時期は令和12年度を予定しております。

今後も町民の皆さんのご意見を伺いながら、運動公園の整備を着実に進めてまいります。

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 具体的に今の意向調査やワークショップ等、何回開催されたのかということ、_____ワークショップ等というような表現だったと思うのですが、ワークショップ等とは具体的にどんな、ほかの何か活動があるのかも含めてお伺いしたいのが1点と。

あと、海沿いの屋外空間を生かしたという答弁もあったのですが、一例ですけれども、双葉の海のそばではないですか。だから、そういう海の例えば釣りの好きな方とか、そういう方が釣りができる公園などの整備とかも考えられると思いますし、その辺も含めて町長、今検討してこれからだと思うのですけれども、今言える範囲でその辺２点、海の空間を生かしたそういうのも含めて、ちょっと今の考えがあるか、この段階でお聞かせください。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

まず、海沿いの利活用についてですけれども、皆さんというか、議会の皆さんご存じだと思いますけれども、双葉町の今回計画予定をしているアクティビティエリアの東側の地域というのは、中間貯蔵施設のエリアに入っている部分が大半なのです。なので、まずは国とそういった協議をしながら、どこまでその海を使うことが可能であるのか、まずそれを解決していくということが大前提になると思います。

双葉の海に関しましては、快水浴場百選、福島県内の海水浴場では唯一認定を受けていた海水浴場ですから、将来的に必ずオープンをして町民の皆さんに喜んでいただけるような施設というのは、これ今後取り組んでいかななくてはならないと思いつつ、中間貯蔵施設というふうな縛りがあるということもご理解いただきたいと思います。その部分でどこまで国の了解を得られるか、そういった取組が必要だと思っています。

あと、ワークショップ、そして回数、そのことにつきましては、復興推進課長に説明をさせます。

○議長（岩本久人君） 復興推進課長、横山敦君。

○復興推進課長（横山 敦君） 高萩議員の再質問にご説明させていただきます。

ワークショップ等の中身でございますけれども、令和4年度の住民意向調査のほうでニーズの調査の項目を入れさせて調査したものがございますし、また職員等も含めましたワークショップを3回開催してございます。

また、令和6年9月に地元行政区、浜野行政区の大字の総会のほうに出席させていただきまして、説明をさせていただいたところでございます。

説明は以上です。

◎発言の取消し

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 先ほどの私の再質問の中で、渡部昭洋さんの名前出してしまったので、その部分ちょっと削除してもらっていいですかね。申し訳ございません。

○議長（岩本久人君） ただいま高萩文孝君より再質問の渡部昭洋君の部分の発言を取り消したいという申出がございました。それにご異議ないでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 異議なしと認めます。

よって、高萩文孝君からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 最後、4番の双葉町内の住宅確保について。令和10年4月の学校再開を目指して準備されていると思いますが、そのためには住宅確保が必要不可欠と考えます。教職員の方、通学される世帯用の住宅確保はもちろん、その他双葉町に住みたい方への住宅確保は喫緊の課題と考えますが、今後どのように対応していくのか伺います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 4、双葉町内の住宅確保について。双葉町内の住宅確保についてのおたただしですが、議員ご指摘のとおり、住宅の確保は令和10年4月の学校再開を支える教職員や児童生徒のご家庭にとって不可欠であるとともに、町内で働く単身者など多様な住宅ニーズに対応するためにも、町の居住人口の増加に向けた最も重要な取組であると認識しております。

こうした住宅需要の実態を把握するため、町では町内就労者を主な対象とした住宅ニーズ調査を実施したところであり、特に単身者向けの賃貸住宅の不足が明らかとなりました。

これまでも全86戸のえきにし住宅の整備や帰還する方の住宅再建費用の一部を支援する制度の創設など、住まいの選択肢を広げる取組を進めてまいりましたが、現在の住宅需要を勘案すると、町内の住宅ストックは依然として不足しており、特に民間賃貸住宅については入居需要が逼迫しております。

また、昨今の建築コストの高騰により、民間事業者が新たに住宅を建設することが難しくなっているという課題も直面しています。

そのため、建設工事費への手厚い支援に加え、用地取得費についても補助対象とすることで、事業者の初期費用負担を軽減し、住宅建設に踏み切りやすい環境を整えることを目的とした新たな補助制度を創設するための補正予算を計上いたしました。さらに、家族向けの広い間取りの住宅には補助額を上乘せし、学校再開に合わせて子育て世帯の呼び込みにもつなげたいと考えております。

本制度が町内の住宅供給の呼び水となり、定住促進と地域の活性化につながることを期待するとともに、今後も住宅整備の進捗や住宅需要の変化を見極めながら、短期的、中長期的な施策を戦略的に進めることで住環境の充実を図ってまいります。

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） いずれにしても令和10年4月の学校再開には、本当に時間がありません。早急な対応をしていただきたいと思います。

今回令和7年度補正予算2億円、さらには令和11年度まで合計5億5,500万円の予定で住宅新築等促進事業を進めると先日の6月6日の議会全員協議会でお聞きしましたが、年度単位の金額の割り振りや金額の変更等、臨機応変に対応していただけるかどうかお伺いしたいのですけれども、例えば今からつくって、この令和7年度で2億円消化できるか。逆に令和8年の金額を大きくするとか、今からやっていって、令和9年、数字をちょっと申し上げますと、令和7年が2億円、令和8年が1億円、令和9年が1億円、令和10年も1億円と。令和11年は5,500万円というような細かい数字を出していただいていたけれども、やっぱりその辺臨機応変に予算を入れないと駄目だということだと思うのです。

これ一般財源なので、町独自でできる財源で、その全協の中でも町長からは、国には一応いろいろお願いしているのだけれども、全くノー回答だということもあるので、その辺町でうまくできるようであれば、その金額もうまく臨機応変に対応していただきたいと思いますので、その辺再質問でお願いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

まず、今年度補正で今議会で出させていただきますが、来年以降の費用、今回の補助額についてですけれども、これは当初の見込みでやっているものであって、例えば繰越しとか、そういったことも含めて柔軟に対応させていただきたいということと、需要が多ければ、当然この額も当初の考えている額よりも変動するということはある得ますので、もちろんそのときそのときの対応としては柔軟に

やっていきたいと考えております。

いずれにしても自主財源ですから、これ非常に厳しい状況の中で、町としても決断をしていかなくてはならない、議会の皆さんに決断していただけない制度ですから、これは慎重な上にもしっかりとその成果が現れるように取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（岩本久人君） 通告順位 4 番、議席番号 6 番、菅野博紀君の一般質問を許可します。

6 番、菅野博紀君。

（6 番 菅野博紀君登壇）

○6 番（菅野博紀君） こんにちは。議席番号 6 番、通告順位 4 番、菅野博紀。ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきたいと思います。

では、1 番、原子力損害賠償について。令和 7 年 3 月議会定例会でも質問しましたが、町民と原子力損害賠償紛争審査会との意見交換会の開催についてどのような返答が来ているか、現在の状況をお伺いいたします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 6 番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、原子力損害賠償について。原子力損害賠償についてのおたかしですが、令和 7 年 2 月 12 日に原子力損害賠償紛争審査会の事務局であります文部科学省原子力損害賠償対策室と町担当課との打合せの場で、文部科学省から「住民との意見交換の場については、各自治体の要望を踏まえ工夫させていただきたい」との返答をいただき、町側から改めて意見交換会の開催を申し入れたことを令和 7 年第 1 回議会定例会の一般質問において答弁いたしました。

その後、文部科学省から、意見交換会の具体的な日程が示されていないことから、町担当課からは、機会を捉えて要望させていただいているところです。

原子力損害賠償については、一人一人の被害状況や実態に即した取組がなされていないこと、業種業態による賠償の継続の状況に差が生じている不公平感など、町民の皆さんが満足している状況にならないことは私も感じているところであり、町民の皆さんが直接原子力損害賠償紛争審査会の委員との意見交換の中で、それぞれのお立場から現在の状況や思いをお話いただくことは大変有意義であると考えているところです。

議員ご指摘の町民の皆さんと原子力損害賠償紛争審査会との意見交換会につきましては、今後とも開催に向けてあらゆる機会を捉えて要望を続けてまいります。

○議長（岩本久人君） 6 番、菅野博紀君。

○6 番（菅野博紀君） 町長、答弁ありがとうございます。執行部の努力は本当に認めるのですが、国側が真摯に対応していない。よく検討します、やりませんということなのかなと僕は思って

いるのですね、国が言うことは。これ前向きにやっていただかないと、補償賠償、これ国民としての権利だと思うのです。事故を起こしたのが国ではない、東京電力ですよ。それに、中に入ってきたのは国で、賠償の法律をねじ曲げてまでのこの一括賠償というのですか、みんなが同じ賠償、勝手な賠償補償、自分たちで期間を決めてやっているということと、また町執行部としても非常に大きな損害を、今なお職員も受け続けている。業務でいえば通常業務、災害業務、またそのほかにいろいろな業務が重なって、3倍、4倍にもなっている。

町民で言えば、本当皆さん別に避難しなければ、今米問題、米の高騰って言いますけれども、野菜とかってあんまり双葉には、何回も言っていますけれども、八百屋がないぐらい、野菜はもらったりとか、そういうのが多かった地域なので、そういう細々したところが、そこの委員の皆さんが分かっているのかというのが僕言いたいのです。

ちゃんとした賠償を100%しろとは言っていない。多分できないと思う。だけれども、誠心誠意できるところまでしてもらわないと、東電さんと話をしても、言われるのがみんな言っているのが、もう結局は国決めていることですからと。では、私たち、この商人として例えば商売をやっている人の立場、執行部の立場、議会の立場、町民としての国民としての立場、これ全然もう立場がないというのですかね。

では、何で税金を払ってきた、何で払うのだろう、そういう疑問が出てくるのですよね。普通であれば一企業を守るのではなくて、一国民を守るのが僕は国だと思うのです。そこら辺で、そういうものも言っていただいて、町長、本当にその審査会の方々、我々も会えるチャンスがないので、会う度に言ってほしい。

あと、商人からいえば、この状況が全然変わることによって商売を再開してもマイナスが続いて、もうやめていったりとか、そういうふうに会社が潰れたりとか、やめざるを得ない状況。一例言えば普通の商店、僕がちっちゃい頃からあったお店があったのですけれども、おばあちゃんがずうっと亡くなるまで、亡くなる数カ月前まで営業していた店だとか、商店とか商人というのは多分そうなのです。農家もそうだし、みんな同じ状況なので、そこら辺を踏まえたことをちゃんと僕らサラリーマンではない方もそうですよね。サラリーマンの方も辞めてから、やっぱり農業のお手伝いをしたりとか。

東京とは違う。東京電力さんの東京とは社員さんとは違う部分があるので、そういうほうをもうちょっと訴えてほしいなというのと、やっぱり東京電力さんに対しては真摯な、納得のいくような賠償をしますということをコマーシャルでもやっているのですよね。だけれども、真摯に、真摯という言葉は、東京のほうの辞書とこの福島の辞書では内容が違うのかなと思うので、そこら辺もうちょっと要望の時に、ちょっと町を代表して町長、強く、強く強く言ってほしいのと、あと自民党さんの加速化本部、自分たちはいいでしょうけれども、国民が困っているのだから、国会議員がそんなだらしのないような話ではなくて、今何をやらなくてはならないのかと。生活していくのに何が必要なのかと、よく考えた政治活動をしてほしいと僕は思っています。

これは僕も会って言いたいのですけども、言えないので、うちの議員でこんなことを言っているやつがいるとでも言ってもらって、本当に。やっぱり僕、町議会議員なので、双葉町民を守らなくてはならないと思うので、そこら辺のこの賠償問題、ちゃんとしたはっきりしたようなことをやらないと、もう10年以上経っているのですよね。それで、もう簡単に言うと、今後の生活がもう将来が見えない方、それは子供にも影響するので、そこら辺は町長、これはお願いしたいと思います。町長、ご答弁あればお願いいたします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えします。

菅野議員、この原子力損害賠償については、毎議会質問をいただいて、私もほとんど同じようなことを話しているような感じがするのですけれども、まず被害を受けた人たちが不公平感のない賠償というのが一番大切だというふうに町としては捉えています。

そういったことから、今回福島原子力損害賠償の原告団の皆さんのいわゆる最高裁での勝訴のおかげで、精神賠償の部分で平成29年までだったのが1年間延びて平成30年、これは町としてもすぐ水平展開ということで議会と連名で国にそういうふうな申入れをさせてもらって、町民の皆さんに水平展開ができているというのは現状です。

一方、職業に関して今どうなっているかということ、これは皆さんご存じだと思いますけれども、農業の場合、いわゆる来年耕作意欲がありますかというその意向調査、それでありますよと言うと、いわゆるその保証がされていると。漁業に関してもそういう制度がまだ運用されていると。

しからは、ほかの職業はどうなのかということ、ほかの職業はもう終わってしまっていると。そこに非常に私自身も不公平感を感じているということと、まずは町としては不公平感のないような賠償の国に対する申入れであったり、国といっても文部科学省になるのですけれども、何ていうのですか、いろいろ考え方、素案をつくる原子力損害賠償紛争審査会の皆さんが来たときに、毎度毎度申入れをさせていただいております。

どうしてもこの法律で決まったからという、司法、日本は三権分立ですから、司法で決まってしまうと、それが固定化してしまうというのも一つの法治国家としては仕方がないのかなと思いつつ、ただ今回の原賠審でいつも言っている最低の賠償ですよというのは、これはずっと言われ続けているわけですよね。最低の賠償だと言われていたのに最低の賠償になっていないと。それよりももっと状況が悪いというのは、私自身感じています。

というのは、先行的に避難指示解除したところと双葉町のように11年5カ月もかかって、町域の15%しか避難指示解除できていないと。85%の方はまだ帰還困難区域だと。簡単に言うと戻れないと。戻れないのに被害が終わったかのような、損害が終わったかのようなその賠償制度っておかしいでしょうということを町としてはずっと訴えています。

最低でも双葉町の特定復興再生拠点区域が避難指示解除された令和4年8月30日、平成30年ではあ

りません。それから5年も長い期間、町民の皆さんは避難をしている状況です。それ以外の皆さんはまだ避難をしていると、そういう状況を考えたときに、一律に一定にこれで終わりますよという考え方は、私自身到底納得できるものではありません。被害が継続している以上は、その被害を受けている人たちに対して賠償という制度は継続すべきだろうというふうに考えています。

そういったことで町としては、まず住民の皆さんの不公平感のないような取組ということで、今言いました最低、令和4年8月30日までは避難が継続していたという事実があるので、そこまでは賠償としてこれは継続してもらわないと駄目ですよということを訴えています。

その部分で原子力損害賠償紛争審査会の先生方と意見がもう平行線になってしまうのですが、でもこれ我々言っていることが間違っているのだったら、我々は謝って撤回しなくてはなりませんけれども、間違っているとも誤っているとも私は思いません。これ正しい主張だと思っていますので、これはずっと町として継続していくと、そういうふうな考えでおりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

また、この意見交換も含めて、開催に向けても、あらゆる状況、あらゆる機会を捉えて、住民の皆さんとの意見交換、さらには町としての要望というのは続けてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（岩本久人君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） すみません。もうちょっと再々質問に入りたいのですが、町長の思いはすごく僕も分かります。町民の思いもやはり伝えたり何かしなくてはならない。

例えば議会、例えば僕たちも皆さんの票をもらって、要は公人として立場をいただいているので、その審査会の人たちと話してみたいなと、そういう話合いでどういうことを言っているのかというのを町民の皆さんに伝えたいなという気持ちもあります。

あと、さっき町長言っているように、最低の賠償と言っていますけれども、ここ皆さん税金みんな違うのですよね、収入が違えば。税金も一緒にいいのかって話なのです。文科省、国ですよね、実際は。そういう基準をつくっている、司法が腐っているのですよ、実際。

みんなが同じでいいのだったら、もう税金も一緒にしなくてはならないし、もう何か言っていることが矛盾していて、普通であれば暴動ではなくて何と言うのですか、集まって、今いろいろ国の機関でやられていますよね。そういうのがあればいいのかもしれないですけども、ちゃんとしたきちっとした形にするようにしたいなと。僕は毎回毎回、本当こんな賠償の一般質問で出させてもらって、これやめてしまったらもう終わりになのかなと思っているのです。

だから、町もこういう取組をしているよ、議会としてこういうふうにやりたいよ、議会とか執行部としてはどういうふうにしたいのかということを、これ皆さんにお伝えしなくてはならないことだし、僕たちは諦めていないということですよね、要は。そこは執行部は諦めていない。僕も全然諦めてないです。いろんな団体も、そんな賠償問題をきちっとやっていかなくてはならないという意味で毎回

やらせてもらって申し訳ないのですが、ある程度町民の方が納得いくように、この賠償問題をやっていきたいと思っているので、これからもよろしくお願いしますよというのもおかしいのですが、これは本当に町の一大事業として続けたいと思うので、それに対して何かあればお考えをお伺いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えしたいと思います。

これは本当に我々避難して、平成23年3月11日の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故からもう14年が経過して、15年目に入っているのです。15年って、私も最近あちこちでお招きいただいたところで話をさせていただく機会で、こういう話をするのです。皆さん、ある日突然隣近所の人たちとばらばらになって、全然見ず知らずのところぽんと避難して11年5カ月生活するってどれだけ大変なことかちょっと考えてくださいと。自分の身に置き換えないと分からないので、分かれと言っても避難を経験しないで分かりようはないのですけれども、ただその思いというのは伝えたいなということで、そういう話をするのです。

これ大変なことですよ。知らないところで、言葉も違う、生活習慣も違う、風習も違う、そういうところで町民の皆さんは今現在も北海道から沖縄まで47都道府県のうち43の都道府県です。市区町村では300です。福島県内の59市町村のうちでは三十幾つの自治体にお世話になっています。

そういう状況というのを考えたときに、我々が諦めてしまったら、町民の皆さんが、この精神的なモチベーションというか、そういうものが落ちてしまうのではないかとこのも常に思っています。自分もあのときのことというか、その震災当時のことを忘れないということは、人間どうしても年数がたってしまうからちょっとぼやけてしまうという、記憶もしっかりと100%覚えているかという、そうでもないのですけれども、その実情、実態というのは伝え続けていかないと、これいつまでも、もう終わったのだと、いわゆる風評でなくて風化になってしまおうと。そういう状況であってはならないということと、ただ一方では、今危機的に思っているのは、毎年日本全国で災害が起きています。そうすると、そっちのほうに目が行ってしまう。もちろん当然なのですけれども、そうすると大変な被害で避難をしている人たちって忘れ去られてしまうのです。そういうことがあってはならないと思いつつ、実情どうかというと、もうほぼほぼ忘れ去られつつある状況だというのは、国とかいろいろなところに要望活動で行くと感じます。

福島の双葉町がまだ避難指示解除して2年数カ月、2年9カ月過ぎたばかりだよというのも分かっていない国会議員の先生方がほとんどです。もう福島の復興はいいでしょうと。もう毎年災害が起きているのだから、そのところに力を入れたらどうだみたいな話をされる先生が結構平気でいます。ちょっと待ったと。先生、あなた方は福島の被災地に来られたことありますかと言うと、ほとんど来ていないのです。実情、実態が分かっていると。なので、来てくださいと、私ご案内しますからと。その話に反応して来ていただく方たちは、理解してくれるというか、いや、大変申し訳なかったと。

町長の言っている意味が、この現場に来て分かりましたと。我々が報道で見ているメディアのいろいろなニュースであったり、テレビであったり、見ているものは復興している姿だと。双葉とか、大熊のように、まだ復興というか、避難指示解除して年数の経っていないところの実態が分かっていないのですね。それを分かってもらうというのは、まさに我々の言葉ではなくて、百聞は一見にしかずということで、見てもらうこと、これが大切だなというのは常に思っています。

ですので、名前を出しては失礼ですけども、自由民主党の加速化本部であったり、公明党の加速化本部の皆さんには、まず来て見てくださいますと。双葉が皆さんが言うような復興の状況になっているのかどうかって、ご案内させてもらいますから見てくださいますと。我々が要望しているものに関して、これが正しいのか正しくないかというよりも、まだこんな状況だということを分かってもらわないと、我々の言っている意味が理解できないのですね。だから、それをまずやっていこうと。町民の皆さんがご苦労されているというのは十分分かっていますから、そのために町としてしっかりとこの賠償問題は、最低のレベルではあっても、取組は諦めないというふうな気持ちでおります。

○議長（岩本久人君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 借上げ住宅について。借上げ住宅については、令和8年3月で提供終了とのことですが、現在の双葉町は震災前と比べて、病院や学校などもなく、生活が困難な状況にあると思います。

また、原子力発電所の収束作業も終わっていない状況ですが、借上げ住宅について、国、福島県、東京電力ホールディングスに対してのどのような対応を望むのか、お伺いいたします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2、借上げ住宅について。借上げ住宅についてのおたただしですが、東日本大震災に係る借上げ住宅を含む応急仮設住宅の供与期間については、双葉町及び大熊町の供与期間を令和8年3月末までとすることを福島県から示されているところです。

現在、事業の実施主体である県及び住宅の供与主体である避難先都道府県等を中心に、対象者の方への制度周知、制度終了後のお住まい等の意向調査やご相談に応じているところであります。

双葉町においては、令和5年2月に双葉駅西側に町立診療所が開所し、本年夏には、役場北側にはスーパーが入居する商業施設、令和8年春頃には飲食店などが開業する予定であり、さらには令和10年4月の町内における学校再開に向け、具体的な作業を進めるなど、生活環境の整備が目に見える形で表れてきております。

また、町内へ帰還をお考えの方には、新たに住宅を新築、取得、修繕された方にはその経費を補助するほか、民間賃貸住宅の建設を促進するための補助制度の予算を今議会に計上したところです。

今後は、応急仮設住宅の供与期間終了後を見据え、個別の事情をきめ細かくお伺いし、公的支援が必要な方につきましては、お一人お一人に見合った支援につなげるとともに、住居確保に係る相談や

生活支援についても県や関係機関と連携して取り組んでまいります。

その上で、国に対しては復興に向けて必要な財源確保のほか、現在行われている財政支援や医療費の減免等の各種施策について継続するよう要望しております。

また、借上げ住宅制度の実施主体である福島県に対しては、主導的立場から新たな住まいへ円滑に移行できるよう、避難者住宅確保・移転サポート事業による相談会を開催するなど、物件探し等のサポートや生活再建に向けた意向確認など、引き続き対象者への丁寧な説明と、復興公営住宅の提供や町内帰還を考える方への住宅再建支援の継続など、新たなお住まいの確保をご検討の方へ手厚い支援を要望しております。

東京電力ホールディングスに対しましては、原子力発電所事故の当事者として、安全かつ着実な廃炉の実施や安全対策の徹底と管理体制の強化、日常生活阻害慰謝料の適正な見直しや賠償の水平展開などの要求をしております。

対象者の皆様が安心して暮らしていただけるよう、引き続き国、県、東京電力ホールディングスに対して必要な取組の継続を強く求めてまいります。

○議長（岩本久人君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 町としての取組、町長、行政としての取組は僕評価はしています。言っているし、やってもらっている。それに応えていないのは国であり、県であり、当事者、東京電力ホールディングスだと思っています。

例えば借り上げ事業、今回メインでやっているの、借り上げ事業に対しては、予算ももともとは東京電力ホールディングスから出ていますよね、県に。では、県が何で入る必要があるのかなと。最初から東京電力にやらせればいいのに、県が入って、県も東電さん寄りのあれなのかな、県が結局借り上げを収束作業も終わっていないのにやめるということは、僕は町の事業で何とかならないのかなと思っているのです。

というのは、条件をつけてやるのが大事だと思うのですが、まず財源に対しては、これは非常に高い財源がかかる。町長、今答弁の中で別のことで言った医療費、あと高速無料化、借上げ住宅、この財源をつくるために、前にも提案しました、水に対しての税金、これ1つ、かなりの税金になると思うのです。いくらちょっとずつかけても。あと、廃棄物、これは隣の町で出た高レベル廃棄物を双葉側に固体廃棄物建屋を何棟も建てて、双葉側に入れていますよね。入れて置いていますよね。

だから、その保管料、それを出してもらいたい。昔、僕たちが議員になる前にも、何かドラム缶1個に幾らという税金をかけようとして駄目だったという話は僕も聞いています。だけれども、そのときの状況とは違うわけですね。

それで、町民も守らなくてはならない状況であれば、そういうものに税金をかけて、町が町民を守るように財源確保、できればこの借上げ住宅については、ある程度の予算確保ができるのではないのかなと考えて、前にも一般質問させてもらいました。

なぜそのときこの借上げとかと言わなかったのは、いろいろな問題に対して一般財源は何でも使える。そこに充てられるので、その3つだけではなくて、職員に対してもそうですよね。収束まで40年から50年かかる。まだ10年しか経っていない。10年ちょっとですよね。だけれども、要は計画もちゃんと出ていない。それに中間貯蔵もあと20年ぐらいで出すと言っているの、そういう財源は確保できると思うのです。

借上げ住宅も皆さんいろいろな事情があって入っているの、今の生活を守ってあげるような施策が欲しいなと。本当は3月議会で僕はこれ一般質問をしなくてはならなかったのですが、忘れたのではなくて、ほかの重要な問題があったので、またやったのですが、今回はほかにもあるのですが、これはもう急務だと思ってしているのですけれども、これ来年の3月までに、取りあえず1年延ばして何か施策を考えないと、かなりの方が困るかなと思うのですよね。

本当に今回で困っている人がいれば、町で住宅確保も本当に急務になってくるのかなと。町営とかそういうの、駅西にできましたよね。それだけではないような何かを考えなくてはならないですけれども、やっぱり財源がないとできないので、その財源問題も考えると、やっぱり原因者である東京電力ホールディングスさん。何でもうちの町で通っているような感じです。さっき言ったドラム管とか、高レベル廃棄物もそうです。県をまたぐのにすごい、市町村をまたぐのに、中間貯蔵でも運ぶだけでも、俺らのところは通るなとかという話もありましたよね、町長。それをうちの町は何にもなく入れているのですよね。今回の水もそう。出た場所と保管していた場所と出す場所が違う。わざわざ双葉まで持ってきて、それで双葉町は、収束作業にはご協力はすごくしていると思うのです。はっきり言えば、双葉町の原子力発電所は爆発していません。そのままそっくり残っています。

全国的に言えば、双葉町の原子力発電所が爆発したという印象が、福島県内でもそんなような感じですよ。協力しているにもかかわらず、そういう状況であれば、やっぱりそれ税金ももう一度町長、町一丸となってチャレンジするのも一つかなと思うのです。

財務省が言うとかなんとかという前に、あなたたちが何にもやってくれないから、僕ら無い知恵を絞ってやっているのだけれども、どうなのだということをやっぱりやらないと、国も県も石破総理も、県知事の内堀県知事も、双葉町民とか福島県民よりも、一企業の東京電力ホールディングスさん向きなので、ここはちょっと態度をはっきりしなくてはならないと思うのですけれども、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

多岐にわたる話で、非常に私もその全てにおいて答弁できるかという、ちょっと恐らく抜け落ちるものもあると思いますが、自分の考えているものをちょっとお話しさせていただきたいと思います。

まず、財源の部分、これは借上げ住宅の令和8年3月いっぱい、これは他の自治体よりも2年から3年長く延ばしてもらっています。我々も手をこまねいていたのではなくて、ほかと違うのだと、

大熊、双葉はまた別格でしょうという話で、延長してもらったという経緯があります。

それが長いか短いかという点はまた別の議論になりますけれども、それと議員言っている、そういうふうな借上げ住宅で、これが終わってしまうとどうしたらいいかと。簡単に言うと財政的に厳しい人たちもおられるでしょうと。

でも、これ一つじっくり考えなくてはならないのは、その人たちの人数とか、私たちもはっきり確実な数を把握しているわけではないですけれども、二、三百です、人数にして。その人たちは、簡単に言うと来年3月まで家賃、タダで入っていられると。それ以外の人たちはどうしていますか。もう早々と自宅を再建された方、双葉に戻ってきた方、別なところに住み替えをしている住んでいる方、その人たちはどうなのですかということ、みんな自立しています。その部分で、行政の先ほどから言っています公平性というのはどうなのかと。その人たちは、先に自宅を再建された方とか、自分でお金を払って賃貸の住宅に住んでいる方からすると、不公平感があるわけです。

一方では、来年、令和8年3月までその人たちはタダで住んでいられたと。タダという言い方は失礼なので、無償で。そうすると、もともと払っている大半の方たちはどうだったのですかということになってしまわないかというのが1つ。

ただ、本当に生活に困窮して、社会的にこの行政が手当てをしなくてはならない、面倒を見なくてはならないという方は、これはもう行政、町として当然支援するというのは、これ当たり前のことだと思っています。ですから、その辺はしっかりすみ分けしないと駄目だろうと思っています。

あと、財源の話。言っている趣旨は私も分かっていないわけではなくて、分かってはいるのです。だけれども、この税法とか、国の制度とか考えたときに、どうしてもなかなかそれは突破できる状況ではないと。では、町のいわゆる自主財源をどうやって確保していくかと。基本的な原則というのは税ですから、東京電力では双葉町側にある固体廃棄物貯蔵庫、これまず事前了解で、双葉町では許可をしています。そういったものに関して特殊な建物ですから、固定資産税を東京電力から払ってもらっています。

そういったようなものを今後双葉町側の敷地に、積極的にというわけではないですけれども、大熊のほうに造るのにも限界があるので、双葉の部分はまだ少し余裕があるということなので、そういったもので造ってもらうことによって、いわゆる財源を確保していきましょうと。

あとは、一番東京電力に私のほうから言っているのは事業所の問題。これ震災前、福島第一の中で、1から4号機までの大熊町と、5から6までの双葉町、事業所どうだったですかって、これ議員の皆さんご存じだと思いますけれども、100%大熊に事業所があったのです。そうすると、いわゆる税ってどうですか、事業税、100、ゼロです。これはおかしいでしょうと。まず、この不公平感を是正すると、東京電力のほうにはそれを申し入れています。

今現在こういう状況になったのだから、その是正するいいタイミングではないかと。それをバランスを変えることによって、双葉町のいわゆるそういった税財源に関しては、多少なりとも変わるだろ

うと。今、議員からご指摘の部分に関してもかなり好転するような状況になるだろうと。決して大熊に昔100%事業所があったから、今度は双葉に100%持っていこうと言っているわけではないです。バランスを取って、大熊は大熊の規模感、双葉は双葉の規模感がありますから、その比率を考えて今後はやらないとおかしいでしょうということを言っているわけです。

あとは双葉町で先ほど申し上げたように、ALPS処理水の放出を双葉町側からやっています。議員ご指摘のとおり、双葉町の5号機、6号機というのは問題なく冷温停止して、運転する気だったら運転できるような状況に安定的に落ち着いています。それは特定原子力発電所ですから不可能ですけども、そういう実情、実態というのは、ほとんど皆さんが分かっていません。

恐らく福島県内の県民も分かっていませんから、そういったことを今後理解していただく努力をするとともに、新たな財源というのは、国からもらうだけではなくて、我々としても東京電力との交渉によって、今まであったその不公平感をしっかりとこのバランスを取るという取組をまずするべきだろうと。その後いろいろな廃炉に関わる取組というのは、今後長い間恐らくやっていかななくてはなりませんから、そういった事業とか、そういったものがどんどん生まれてきます。

そういったものを双葉町としてこのメッカにできるような施設とか、そういうふうな取組というのが必要なのではないかと。いろいろな産業を考えるということも大切ですけども、一番原子力で被害のあったところですから、原子力災害の取組を逆にすることによって、これだけ双葉は復興してきたのだよということを逆に内外ともに発信できるいいチャンスだろうと思っていますので、そういったことも含めて今後いろいろと展開していきたいというふうに考えています。

○議長（岩本久人君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 町長、困っている人、要は簡単に言うと借り上げを出て、いろんな人います。悪い人もいます。本当に困っているお年寄り、60過ぎていて働けない、病気で働けない人たちが、借り上げ住宅が終わって生活がままならない、その部分を助けないと。

避難していらっしゃる市町村に、これはっきりは言わないですけども、ご迷惑をかける部分がかなり出てくると思うのです。だから、そこら辺の財源をちゃんとしてやらないと。今は避難者1人に対して各市町村に国から年間4万3,000円、4万2,000円ですか、が配付されている。だけれども、ほかの自治体は言わないですよ、そういうことは。こういう避難者を受け付けているから、うちの市町村の財政も助かっているのだよということと言わないではないですか。

そういう面で、言わないことによって各場所でいじめとか、子供のいじめ等々いっぱいあるわけで、そこでそれ以上の迷惑をかけてしまうと、やっぱりほかの町民、ちゃんと自立してやっている町民も巻き添え食ってしまうのかなというのがあって、そこは不公平感も分かるのですけれども、財源をつくって何とかやってほしいというのが僕の気持ち。

あと、お年寄り、双葉町をこういうふうにくれたのは、今の老人の方々が頑張ってくれたから、震災前の住みやすかった双葉町があったわけですよ。そういう方が自分のうちが農家だとかなんと

かというのが、今米も高い、野菜も高いって、物価が上がっている、生活が苦しいって方がいるのに、これ以上、今度は家賃も自分で出せという、そういう方々を僕は助けたいと思うのです。

お子さんがいる家庭、うちもありますけれども、もううちは大きいのである程度、高校生なのですから、今本当に子供の虐待がはやっていて、ご飯も食べさせないとか、そういう状況にはなるべくだったら追い込みたくないという気持ちがあるので、町長、これぜひ借り上げに関しても、大きな中の一つとしてまた質問させてもらおうと思うのですけれども、これ財源がやっぱり急務ですよ。財源なければ何もできない。国からもらって、町長ご存じ、町長が一番実感していると思うのですけれども、紐付きではなかなか厳しいと思うのです。これ使っていいけれども、これは駄目ねと。お金はあるのだけれども、そういう人たちを救えないのでは、そんな予算があっても意味がないのかなと思うので、できれば一般財源で、法令も分かります。だけれども、この地域は特別な場所です。特別な場所イコール特区ってあると思うのです。

特区を使って何年かって制限を使ってもらって、例えば収束作業あと40年と言うのだったら、40年間特区で水とかそういう出してくれるものにとかというものをつくってもらわないと、多分これから先、先細り。僕ももう今家を建てるかどうかというのも考えていますけれども、そういう方がいっぱいいます。今の仕事、子供が落ち着けば、だんだん帰ってくるようになれば、人はだんだんに戻ってくると思うのですけれども、住みよいところにしないと、どうしようもないので、そこら辺町長、考えは分かるのです。町長の考えは分かるのですけれども、やっぱり行政ですから、本当に困っている人たちを救えるような予算執行をしてもらいたいので、借り上げについては、ちゃんと交渉してもらっていると思うのですけれども、もう一度考えてもらって、多分双葉がオーケー出れば、そういうやり方をすればほかの町もやっぱり考えてくれると思うのです。

だから、僕は取りあえずは双葉町の議員なので、双葉の町民が生活に困らないように、ちょっとそこら辺答弁できれば、本当に困っているお年寄りとか、そういうところをもうちょっと考えてほしいなと思うので、答弁をお願いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えします。

確かに本当に困っている方、高齢者で働くこともかなわない、収入要件というか、収入に関しても、もう賠償もどんどん、どんどん使ってしまって厳しいと。本当にそういう方には町として、やっぱりそういう人たちのおかげで我々がいるわけですから、当然支援ということは、これ町独自に考えていかななくてはならないだろうと思っています。これは議会の皆さんから了解を得なければ、これ決まらないのですけれども、そういう支援というのは当然あるべきだろうと思っていますので、そこは可能だと思っています。

あとは財源、これ簡単に言うと、紐付きでない財源ってこれなかなか実は難しいです。皆さんご存じの中間貯蔵等影響緩和交付金、限りなく一般財源に近い財源だという話の触れ込みでやったのです

けれども、やはり交付金ですから縛りがあります。ですけれども、それも交渉の仕方を使い勝手がよくなるというのは思っています。

私は中間貯蔵影響緩和交付金も直接交渉した一人なので、言葉を悪く言うと、あのとき言った話と違うでしょうと。だったらこれ使うよと。そういう約束したのだから、これ法律違反とかなんとかでもないでしょうと。国はそういう約束をして我々に交付したのだよと。中間貯蔵の大変な思いを苦渋の判断で受け入れた自治体に、もう一般財源的なものであるという話だったのに、大分縛りが強くて使いづらいと。町を復興させるためにいろいろな財源として使おうとするものに関して駄目出しを出されたら、これどうしようもないので、そこは国との交渉の仕方によっては、ある程度突破できるものはあるだろうというふうに思っています。

それと違って、本当に自由にフルに使える財源というのは必要だろうと思っていますので、それは今後どういうふうにしていくかって先ほどお話をさせていただきましたけれども、国もなかなかこの厳しい状況になって、第二期復興・創生期間が今年で終わります。来年以降、ある程度復興財源増やしますよと言っているが、その内訳って実は見えていないので、本当にそうなのかというのはちょっとまだ不安の部分があるのですけれども、そういったものから、まだ避難指示解除して期間の浅いところには重点的にいわゆる加速化交付金、これをどんどん充当してもらわないと、復興はもう進まないですよというのはこれ言い続けますし、これ実際それは話をさせてもらって、財源は持ってこようと思っていますけれども、そういったようなことも含めてやっていくということと、本当の弱者、本当の意味での生活弱者は、これは行政が責任を持ってお世話するというのは当たり前のことですから、これは町としてもしっかりとその財源を確保して取り組んでいきたいと、そういうふうに思っています。

○6番（菅野博紀君）　ありがとうございました。

○議長（岩本久人君）　ここで暫時休議します。

休憩　午後　2時34分

再開　午後　2時50分

○議長（岩本久人君）　会議に戻します。

通告順位5番　議席番号5番、作本信一君の一般質問を許可いたします。

5番、作本信一君。

（5番　作本信一君登壇）

○5番（作本信一君）　議席番号5番、通告順位5番、ただいま議長より一般質問の許可が出ましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

自由民主党東日本大震災復興加速化本部の第14次提言骨子案について。令和7年5月14日の新聞報道によると、自由民主党東日本大震災復興加速化本部は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴

う帰還困難区域での活動の全面自由化を検討するよう第14次提言の骨子案に盛り込み、政府に促すための調整に入っていると報道されたが、このことについて町長の考えと意見を伺います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 5番、作本信一議員の質問にお答えいたします。

1、自由民主党東日本大震災復興加速化本部の第14次提言骨子案について。自由民主党東日本大震災復興加速化本部の第14次提言についてのおたかしですが、先週、自由民主党及び公明党両党の東日本大震災復興加速化本部が石破総理や関係大臣に第14次提言の申入れを行い、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う帰還困難区域において、バリケードの開放による立入規制の緩和を行うことや、個人の活動をベースとした放射線影響に着目しつつ、地域の実情に応じた放射線防護対策の取組を柔軟に講じることなどが提言されました。

今後は、第14次提言を受け、国の基本方針等に反映されていくものと思いますが、現時点において、国から説明を受けておりませんので、今後の動向を注視しているところであります。

一方で、町内の帰還困難区域全域の避難指示解除を国に求めていく姿勢は、いささかも変わりありません。また、2020年代をかけて帰還意向のある町民が帰還できる環境を整えることが最優先であるという認識も変わりはありません。

5月23日には、原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会の会長である私と、協議会を構成する町村長や議長とともに、自由民主党東日本大震災復興加速化本部を訪問し、帰還困難区域全域の避難指示解除に向けたビジョンを早期に示すよう強く求めたところであります。

引き続き、帰還困難区域における活動の自由化について、情報収集に努めるとともに、県や帰還困難区域を抱える各町村とも連携し、あらゆる機会を捉え、国が前面に立って帰還困難区域全域の一日も早い避難指示解除に向けて責任を持って取り組むよう求めてまいります。

○議長（岩本久人君） 5番、作本信一君。

○5番（作本信一君） 町長、答弁ありがとうございました。自民党のほうでは、帰還困難区域での活動の全面自由化を促すため、もう10年以上経過しているのだから、もう空間線量も減った、そんな感じで今回の提言になったと思います。だけれども、やはり当町も特定復興再生拠点区域解除の前にバリケードを開放しましたよね、何年か前に。そのときにやはり警察のほうにも被害届を出した方もおります。何か盗難があったとか、そういう話を結構聞きました。だから、町のほうにもそういうクレームが入ったのではないかと思います。

あと、それとやはりバリケードを撤去してしまうと、先ほど言った盗難事件とか、あとは不審者が入って、やはり人が住んでいないので、万が一火なんか出てしまうと最悪の結果、去年ありました。去年でしたっけ、大船渡の火災、大規模火災になる可能性もあるので、この辺ちょっと簡単な問題ではないと思います。

あと、先月の、これ提言案が出たのは13日だから、先月の15日ですか、議会事務局の線量計を借りて、ちょっと288線沿いを3カ所ほど線量を測ってきました。

あと、新聞報道では山田の農村広場、あそこたしか2.7か、そんなものですよ。その反対側の288号線の農村広場の入り口の反対側、道路の何というの、道路端を測ったら、事務局の線量計では3マイクロシーベルト。それで、その上に行きますけれども、それであと山田地区の常磐高速の下で5マイクロシーベルトですか。その後、個人のあれになりますけれども、その中間地点で道路の際、そこに何か砂利があって、草幾らも生えていなかったのだけれども、そこで測ったら15マイクロシーベルトありました。だから、多分その家の後ろに行ったら、20とか30とかあるのではないかなと思います。

だから、この加速化本部の提言の中で、個人の被ばく線量は個人で管理しなさい。何か国で責任を放置したみたいな感じになっていますけれども、これ本当に非常に危険なことではないかと私は思います。

それで、あと当町の帰還困難を抱える区長さんとか、住民の方から私のほうにも、とんでもないことだというクレームが来ています。多分町のほうにも来ていると思いますけれども、町長そんな話聞いていないですか、伺います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 作本議員の再質問にお答えいたします。

まず、今回の帰還困難区域の自由立入り、これは提言で出てきていますけれども、まだこれを国として認めているわけではありません。ですので、我々でき得る限り、今回の14次提言の中で帰還困難区域の自由立入りに関してはしっかりと安全を担保するように求めています。

まず1つは、バリケードを開放して自由に立入りができるようになってしまうと、防犯の部分で、先ほど議員からもご指摘ありました泥棒が入るとか、空き巣が入るとか、これどうするのですかということ、これ私直接自由民主党の加速化本部の事務局に電話しました。

それと、今双葉、大熊は特にそういう状況になっていますけれども、クマ、イノシシ、サル、そういったいわゆる動物、その動物たちがいて、遭遇して危険に遭う。危険に遭うのと、いわゆるクマとか何かでしたら大変なことになる可能性があります。そういったものの安全対策どうするのですかと。それが今回の第14次提言で抜けているので、14次提言で自由立入り、政府の国の基本的な考え方、自民党、公明党の基本的な考え方というのは、いわゆる帰還困難区域の土地、家、建物って個人のものです。個人のものが一々国に毎度毎度許可をもらって入るというのは、これちょっと不便性、利便性に欠けるのではないかというのが、どうもその裏に思っている考え方らしいです。

自由に入れるというのは、ある意味評価はできるのですが、今回の安全性とか放射線の問題、いわゆる害獣、いわゆる動物の危険性、そういったものが何ら担保されていないって、これ問題でしょう。その部分はしっかりと担保できるような14次提言でなければならないので、安全対策とか放射線対策、線量計を持って入ったからいいのだよということではなくて、個人個人が被曝して、1日

の被曝していい線量って決まっているはずですから、それはやっぱりクリアしていかないと、ちょっと難しいでしょうということはいかないとならないのと。

それと、私自身も帰還困難区域に大分入っていますけれども、昔農地だったところが、もう農地の原形をとどめていないです。ある意味、原生林化しています。もう木とか何かいっぱい生えていて、その地形を昔の地形を思い出そうとしても思い出せないくらい分からなくなっています。そういったところに、幾ら自分の土地だからといって入ったって、危険性が伴うわけですね。その危険を解除できるような状況でなければ、自由立入りというのはこれちょっと筋違いになってくるだろうということは、今後近々要望活動で上京しますから、そういう話はしていきたいと思っています。

そういったことで、まず皆さんが一番心配しているのは、今回の自由立入りをすることによって、帰還困難区域をなし崩しに避難指示解除してやってしまうのではないかというのが、一番恐らくバックボーンにあるのだろうと。それはしっかりと我々は国にそういうことで、それがなしの話になっては困りますよというのをちゃんと伝えていきますし、それはないというふうに確信しています。

除染をしない状況で戻って住めるということはありませんし、環境整備、インフラの整備がしっかりできない中で戻って生活ってできますかということですから、しっかりとそのことは今後とも町として強く申入れしていきますし、まずは帰還困難区域に住まわれている住民の皆さんが不安を持たないようにしっかり町としても取り組んでいきます。

○議長（岩本久人君） 5番、作本信一君。

○5番（作本信一君） ありがとうございます。やはりまた、一部マスコミ報道だったのですが、政府は第2期復興・創生期間後の2026年、令和8年度から5年間の復興の基本方針の改定を予定しているというふうに書いてありました。

それで、今回の提言を基に、何か新聞報道だと6月に閣議決定するのではないかと、何かちょっと急いでいるような感じに取れますけれども、ぜひこれ町長にお願いしたいのですが、やはり帰還困難区域の町民の話をきちんと国のほうも聞いていただきまして、そしてきちんとした丁寧に協議して、国のほうと協議していただき、慎重に検討するよう国に求めていきたいと思いますので、町長、その辺やっていただけますでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 作本議員の再々質問にお答えいたします。

まず、帰還困難区域を抱えてお住まいだった避難をしている住民の皆さんは、本当に不安だと思います。そこに関しては問題意識といいますか、自由民主党加速化本部の谷本部長と、私今連絡あったのですが、谷本部長が衆議院議長の額賀先生のところに報告に行ったと。額賀先生も、自由民主党東日本復興加速化本部の本部長だった方ですから、2代目の。そのことについて説明があっただけではなくて、私のほうからは加速化本部の事務局のほうからこういう問題がありますよというのをしっかり届けています。

そういったことに関して、谷本部長自身も、そういうふうなことはもっともだと、しっかりとそのことに関して我々も皆さんの不安のないような提言の取りまとめといいますか、対応をしていくと、そういうふうな話を間接的ですけども、伺っていますので、国もここまでやってしっかりと最後までやらなかったら何の意味もないことになってしまいますから、避難指示解除に向けて帰還困難区域のエリア、今回の特定帰還居住区域も今国と最終の段階の交渉をしていますけれども、まず我々が言っている、住民の皆さんが言っている生活圈と、国の皆さんが思っている生活圈って、かなり乖離があるのです。田舎ですから幅広い範囲で捉えている生活圈なのですよね。ところが、国の場合は、都会の人たちが多いせいか、その生活圈という感覚が全然違うのです。そうすると、戻ってくる人たちが安心して戻って生活できないですよという話は強く言っています。

ですので、国はいつまでにと思っているのかもしれないですけども、我々は今までこれだけ待たされているのですから、そこは納得する状況でなければ、特定帰還居住区域の認定は受ける考えはありません。

まず、住民の皆さんが、これでしょうがないかと、これだったらいいでしょうというふうなところまでやっていくという考えでおりますので、よろしくお願いします。

○5番（作本信一君） 町長、ご返答ありがとうございました。

これで一般質問を終わらせていただきます。

◎散会の宣告

○議長（岩本久人君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時07分）

6 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和7年第2回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

令和7年6月11日（水曜日）午前9時30分開議

開 議

日程第1 一般質問

2番 山 根 辰 洋 君

3番 小 川 貴 永 君

日程第2 議案第24号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第26号 双葉町税条例の一部改正について

日程第5 議案第27号 双葉町税特別措置条例の一部改正について

日程第6 議案第28号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第7 議案第29号 双葉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第8 議案第30号 双葉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第9 議案第31号 双葉町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第10 議案第32号 双葉町都市公園条例の一部改正について

日程第11 議案第33号 町道路線の廃止について

日程第12 議案第34号 町道路線の認定について

日程第13 議案第35号 指定管理者の指定について

日程第14 議案第36号 令和7年度双葉町一般会計補正予算（第1号）

日程第15 発議第2号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書案

日程第16 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第18 議員派遣の件

閉 会

○出席議員（８名）

1 番	渡 部 昭 洋 君	2 番	山 根 辰 洋 君
3 番	小 川 貴 永 君	4 番	伊 藤 哲 雄 君
5 番	作 本 信 一 君	6 番	菅 野 博 紀 君
7 番	高 萩 文 孝 君	8 番	岩 本 久 人 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	平 岩 邦 弘 君
副 町 長	森 隆 史 君
教 育 長	舘 下 明 夫 君
総務課長兼 コミュニティ センター所長兼 秘書広報課長	橋 本 靖 治 君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横 山 敦 君
戸籍税務課長	大 浦 寿 子 君
参事兼 農業振興課長兼 農業委員 事務局局長	中 野 弘 紀 君
建 設 課 長	藤 本 隆 登 君
住民生活課長	中 里 俊 勝 君
健康福祉課長	志 賀 寿 三 君
会 計 管 理 者	相 楽 定 徳 君
教育総務課長	木 幡 勝 君
生涯学習課長	朝 田 幸 伸 君
代表監査委員	石 川 雄 彦 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	石 上 崇
書 記	土 屋 美 香

◎開議の宣告

○議長（岩本久人君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（岩本久人君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（岩本久人君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位6番、議席番号2番、山根辰洋君の一般質問を許可します。

2番、山根辰洋君。

（2番 山根辰洋君登壇）

○2番（山根辰洋君） おはようございます。通告順位6番、議席番号2番、山根辰洋。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1、町内のコミュニティづくりについて。令和6年第2回議会定例会において、「双葉町内の住民福祉と地域コミュニティの現状と今後について」という産業厚生常任委員会の調査報告の中で、4つの提案、読み上げます。

1、住民福祉に関して、社会福祉協議会などの専門性のある外部機関との連携し対応すること。

2、地域コミュニティに関して、復興支援員制度等を活用しニーズ調査を行うこと。

3、住民福祉と地域コミュニティの課題を同時に解決できないか議論を行い、町民との協働のまちづくりにより課題解決に当たること。

4、中長期的な取組として各課横断的に安心して暮らせる環境づくりを進めること

という4つの提案を行っておりますが、これらの提案に対してこれまで取り組んでいることがあるか伺います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。2番、山根辰洋議員の質問にお答えいたします。

1、町内のコミュニティづくりについて。町内のコミュニティづくりについてのおたただしですが、まず住民福祉に関しては、令和9年度の開所に向けて駅西地区に整備を進めている複合的福祉サービス拠点は、その中核となる地域包括支援センターによる相談や介護サービスの提供など専門性が高い

領域であるため、社会福祉協議会から助言をいただくなど、専門性のある外部機関との連携により、施設の具現化を進めております。

また、支援を要する高齢者に対して適切な支援、見守りを行い、さらなる問題発生の防止と早期発見のため地域におけるネットワークを生かすため、保健、福祉、医療等の関係者による地域包括ケア会議を毎月開催し、要支援者などの情報を共有することで、必要な支援などを行うとともに、町内及びいわき市内等で介護予防教室などを開催し、町民同士のコミュニティの形成に取り組んでおります。

地域のコミュニティに関しては、町内外の自治会に対する支援を行うため、町内の双葉町結ぶ会のほか、町外4つの自治会に運営費補助金の交付を通じて、自治会のニーズ等の把握に努めているところであります。

町民との協働のまちづくりの視点では、昨年10月に町職員や駅西住宅管理組合をはじめ、町にお住まいの皆さんが町の環境美化を目的に双葉駅周辺の除草活動を行いました。

町職員と町民の皆さんが一体となって町の課題に取り組むことが、自助・共助精神の醸成とともに、町民との協働のまちづくりの一助になったのではないかと考えております。

今後とも様々な機会を活用し、町内に居住する町民に寄り添った生活支援に取り組むことで、町内での暮らしの充実につながるよう努めてまいります。

○議長（岩本久人君） 2番、山根辰洋君。

○2番（山根辰洋君） 再質問をさせていただきます。

まず、ちょっと端的に、1つは住民協働の定義、今町長からも除草活動というところもお話が上がったと思うのですが、今後自治をしていく上で、こういった住民協働どんな状態が町として望ましいと考えているかというのをご答弁いただきたいなというのが1つでした。

これどういうことかという、今行政区、以前の一般質問でもさせていただきましたけれども、なかなか行政区が今まだ帰還困難区域を抱えていたり、区長さんも避難されている状況の中で、自治をつかさどる中心となる方がやっぱり町内にいないということで、この辺り、今いる住民の方とどういうふうに寄り添いながら自治をつくっていくか、条例にない部分で取り組まなければいけないというふうに思っております。

その辺りの協働、こういったこの状態の中で、どういう協働を進めていくのかというのが、条例がない中での協働、町との協働というのはどういうことを望ましい、どういうふうにしていくべきかと考えているかを1点お聞きしたいなと思います。

もう一つが、今ニーズ調査の中で補助金を活用しながら、そこでニーズ調査をされているということだったのですが、提案の中に復興支援員制度というところの活用ということで、本来その制度もコミュニティの支援をしていくというような建て付けでやられているというのは理解をしているのですが、この辺りの活用が今回答にはなかったもので、ぜひちょっとその辺りがどのような今状況なのかというのをお聞きしたいなというのが2点目でした。

以上、ちょっとこの2点についてまずはお聞きしたいと思います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

まず、住民協働について、さらには復興支援員の今後の取組ということで質問があったと思います。

まず、協働につきましては、これは通常ですと、住民と行政と連携をしながら、町のよりよい生活基盤といいますか、発展のために、お互い連携をしながら取り組むというのが基本的には考えとしてあると思います。ただ、双葉町に関して言わせていただくと、令和4年8月30日の一部地域の避難指示解除ということで、他の日本全国の自治体とはちょっと違った形態になっています。そういった部分で、本来の帰還をした住民の皆さん、さらには移住をされた皆さん、そういった方たちとの連携も含めて行政として、融和と言ったらおかしいですけども、お互いこの町の復興のために戻って一緒にやっていこうという、そういうふうな気持ちの部分、そういったものをどういうふうに醸成させるか、そういったものが一つの取組として考えられるのかなというふうに考えております。

また、復興支援員制度、こちらに関しましては、そういった組織を町としてまちづくり会社のほうで支援員の協力を仰ぎながら取り組んでいるということで、本来現在の居住人口を鑑みまして、イベント開催時のアンケート調査など様々な機会を捉えて、適時適切な方法によりニーズの把握に努めていくというふうな考えであるとともに、まずは支援員制度、議員も復興支援員として活躍された時期があったと思いますが、そのときそのときの時代背景といいますか、状況によって、支援員制度は柔軟にやっていただくというか、柔軟な取組が必要だと思えます。

まず、戻れなかった町の状況の時の支援員としての活躍、活動というのは、当然避難をされている住民の皆さんと交流を持つことによって、いろいろな問題点というのが浮き彫りになったというふうに考えています。今は、町内に帰還を始めまして、戻ってきた人たち、移住をされた人たち、そしてまだいまだに避難をされている人たち、そういったもののニーズの多様化というのは当然あるだろうと。そういったものをいかに優先順位といいますか、考えまして、取り組んでいくというふうな考えでやっていくのが、ベストではないながらもいだろうと。そのときそのときに時代が変わっていきますから、その時代に対応する柔軟な対応、取組をしていければと思っております。

○議長（岩本久人君） 2番、山根辰洋君。

○2番（山根辰洋君） ありがとうございます。ちょっと再々質問ということで、今住民協働の部分、機運醸成をしていくのがいいのではないかというお話だったかなと思うのですが、一方で隣接町の区長さんとか、いろんな方からもお話を聞かせていただく機会もあるのですけれども、やっぱりなかなか本当に、人数が増えてから行政区のような仕組みを入れようとする、なかなか混乱もあって、とても難しいというのが、正直今いろんな感想をこの5年、先行解除されて5年経過しているような自治体さんの区長さんはそういうふうにおっしゃっていて、本当に出たり入ったりが非常に大きい環境の中で、誰がどう住んでいて、どういうふうに自治に関わってくれる人がいるのかというのを捕捉す

ることさえもやっぱりなかなか難しいというお話もされていました。

本来だったら行政区があって、隣組があって、隣近所があって、そういった助け合う地域であったというのが双葉町の状況だと思うのですけれども、やっぱり帰還をしてくる方がなかなか少ない中で、本来の双葉町の自治の仕組みをよりよく理解してくださっている方というのが、区長経験者の方も数人町内にはいらっしゃると思うのですが、なかなかうまく双葉のこれまでの自治を踏襲しながら進めていくというのが、なかなか今難しい現状もあるのかなというふうに思っていて、いろんな価値観の人が入ってくる中で、新たな自治の仕組みというのも一緒になって考えていかないと、それぞれの思いでやはりいろんな取組に進んでしまうと、それは逆に、もちろんいいことではあるとは思いますが、なかなかコントロールができなくなってしまう部分もあるのかなというふうに思っていて、ぜひこういう方向性で、本来何か行政区の位置付けというのは町のいろんな自治の条例があって、そこに向かって行政区という仕組みがあって、地区ごとで歴史だったり文化だったり、いろんなものを残してきたというような、そういった自治をやってきたという町だというふうに私は理解しているので、ぜひ何かそういったものもうまく新しく入ってきた人にも伝えていくような、そんなようなのが在り方としては重要なのではないかなというふうに思っているところでした。

その中で機運醸成というお話があったと思うので、ぜひちょっと私から提案でもという形になってしまうかもしれないですけれども、今既に区長さんと何か交流会を、来ていただいて、住民の皆さんにこういう町だったのだよみたいなことを交流していただくような場であったり、こういう自治をやってきたのだよというのを地区ごとで、もちろん帰還困難区域になってしまっている区もあると思うのですけれども、双葉町はこういう自治をやってきたのだというのをぜひ何か移住してきた人にも伝えるようなそんな機会は、あってもいいのではないかなというふうに思っていて、ぜひ何かこういった取組が可能かどうかというのをちょっと再々質問でさせていただけたらというふうに思っています。

2点目が復興支援員の話、ちょっと私自身のことも今言及していただきましたけれども、当時は避難先、広域避難のコミュニティ支援ということで私たちも入らせていただいて、情報に特化したような事業を関わらせていただいたところではありました。

一方で、ようやくこういった土地に帰ってきて、この土地を軸にいろんなことができるようになってきていると思うので、ぜひこういった復興支援員、柔軟に人を採用して活用できる制度というところかと思うので、ぜひ何かテーマ別に分けていきながら、しっかりと取り組むべき課題に対して、今優先順位というお話を町長からもいただいたと思うのですけれども、何かそこに対してしっかりと人が充てられるような再編みたいなことは一つ検討していただけないかなというふうにちょっと思ったところでもありました。

復興計画が今進捗をされているところでもあると思うので、しっかり何かそこにうまく定義をしていただけたらなというふうに思っているところです。隣接町だと、かなり今スポーツとか農業とか、

自治だったりというところに人を充てて派遣をするみたいな仕組みにしている自治体もあったりするので、ぜひ何かそういった検討ができるのかなと思うのですが、ちょっとその辺りの見解も再々質問という形でさせていただきたいと思います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えいたします。

まず、隣接町の区長さんであったり、自治会長さんであったり、戻ってきたがゆえの問題点というふうな話もありました。さらに、今回戻ってきてのいろいろな交流であったり、住民帰還の人たちとのそのときそのときの問題と言うほどではないのでしょうけれども、いろいろな対応をしなくてはならないものということで、質問があったと思います。

まず、1点目の区長さんとの交流というか、区長さんから双葉町ってこういう行政区があって、こういうふうな住民同士の相互扶助であったり共助であったり、そういったものがありましたよという話を聞いていただく機会というのは非常に有効だろうと思います。

議員提案というか、お話があったそういったものが何らかの取組ができれば非常に戻ってきた住民というよりも、新たに移住された方との交流というのは、非常に今後大切なことになっていくだろうというふうに感じておりますので、双葉町の歴史であったり、伝統であったり、文化を知っていただくというのは非常に大切なことですし、双葉の町民になっていただいた以上、やはりそういったものも把握していただく、理解していただくという取組は、非常に有効な取組だということで、これは何らかの方法でそういうふうな取組ができればと考えております。

あとは、一番私の立場として感じているのは、行政区の総会であったり、各自治会の総会であったり、呼ばれて参加をして、いろいろお話をさせていただいています。これは非常に皆さんからご批判を受けるのを覚悟でお話をさせていただきたいと思いますけれども、やはり戻ってきていただかないことには、双葉町のいろいろな復興・復旧というのは進まないだろうと。当然我々も戻ってきましたし、まだ町に戻ってきていない職員も大勢います。そういった人間も当然戻ってきて、この町の復興のために頑張らなくてはならないよという話は常々話をさせてもらっています。そういうタイミング、時期に来ているのではないかなと思います。

行政区の区長さんもそうですし、議員皆さんの立場もそれぞれあろうかとは思いますが、やはり町の復興というのは戻って、何が足りているのか、何が足りていないのかというのを住むことによって感じるものというのは必ずあります。そういった意識を皆さんに持っていただくということが今後の町の復興とか、そういった今議員からご指摘あった住民帰還のさらなる醸成といいますか、住民の皆さんの意識がそういうふうになっていただくための取組って、やはり戻ってきた人たちが戻ってきてよかったよと思えるような発信って非常に必要だと思います。

残念ながら、今この限られた帰還をした住民、移住をされた住民、頭打ちになっています。その問題点、なぜ増えないのかというのは、昨日の一般質問の中でもお話をさせてもらっていますけれども、

そういったものを考えたときに、やはり人が増えること、本当の意味での復興の取組、今ちょっと話は逸れてしまいますけれども、やはり住民帰還、人が戻ってこない町は、最後にはもう消滅自治体になるだろうというふうな危機意識を私自身持っています。

ですから、それぞれの立場でそれぞれの皆さんがいろいろな条件、戻りたくても戻れない人、戻りたいと思いながらも残念ながら亡くなってしまった人、戻りたいのだけれども状況が戻れる環境になり、いろいろな人がいます。そういった皆さんも含めて、一つ一つその問題点をクリアしていく取組というのを今後、今回議員からご指摘あった部分というのは、大きなスペースといいますか、大きな課題になってくるのではないかなと考えていますので、そういうふうなことも含めて、今後皆さんに理解を得るような取組をしていかななくてはならないなというふうに感じておりますので、答弁になっていないかもしれませんが、私の考えの一端をお話をさせていただきました。

失礼しました。復興支援員の今後の取組につきましては、募集につきましては、そのときそのときのニーズがいろいろあるだろうということで、ご指摘あったものも含めて、今後多様性を求めて支援員の募集というものを考えていかななくてはならないと考えます。

○議長（岩本久人君） 2番、山根辰洋君。

○2番（山根辰洋君） ありがとうございます。2番の質問に行きたいと思います。

2、児童福祉施策について。町では、令和10年度に町内での学校再開を進めていると思いますが、世帯の核家族化による子供の見守りにおける課題や通学する子供の特性に合わせた発達支援などの療育や放課後デイサービスの提供といったものの必要性も出てくることが考えられます。学校再開と並行して、これらの児童福祉サービスの充実も必要であると考えますが、町の考えをお伺いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2、児童福祉施策について。児童福祉施策についてのおたただしですが、議員ご指摘のとおり、令和10年4月の新しい学校の再開に向けて、子供の見守りや児童福祉サービスを充実させる必要性を認識しているところであります。

今後は双葉町内におけるニーズを把握し、放課後デイサービス等の提供ができる環境や条件などの整理を進めるとともに、町教育委員会はもちろんのこと、特別支援教育におけるセンター的機能を有する福島県立ふたば支援学校や双葉郡内を対象地域とする児童発達支援センターの設置を目指している双葉地方地域自立支援協議会との連携、さらには相双地域及びいわき市内の児童福祉サービス提供事業者等との情報共有などを通じて、双葉町に合った児童福祉サービスの提供につながる施策の検討を進めてまいります。

○議長（岩本久人君） 2番、山根辰洋君。

○2番（山根辰洋君） ありがとうございます。今少し連携だったり、地域の団体との連携、情報共有というお話の答弁だったかなと思うのですが、その以前に双葉郡内で既に子供が帰ってきたり、子

育てしている世帯というところがあると思うのですけれども、そういった郡内の状況とか、ある意味双葉町の未来が近くにあるところもあると思うので、その辺りのどの程度状況の理解であったりだとか、具体的な課題、どんなものがあるかというのを把握されていることがあるかどうかというのをちょっとお聞きしたいなというのがちょっと再質問をまずさせてください。

○議長（岩本久人君） 時間かかりますか。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げておりますが、福島県立ふたば支援学校の双葉郡内を対象地域とする児童発達支援センターの設置等を目指しているということで、そういったような双葉地方地域自立支援協議会との連携というのが大切なことになってくるのではないかなというふうに考えております。

○議長（岩本久人君） 2番、山根辰洋君。

○2番（山根辰洋君） ありがとうございます。実際、ちょっと任意団体ではあるのですけれども、子育ての調査をしている団体があって、2024年の段階で町内の子育て世帯向けのアンケートを取得して、提言という形でまとめて調査報告している団体があります。ぜひそういったところも、何か民間のNPO的に動いている団体との調査みたいなのところも、ぜひ見ていただけたらうれしいなというふうに思っています。

その中で幾つか課題というのも出ているのですけれども、やっぱり子育て世代ってかなり大きく広く移動も自由に動いていくところもあったりとか、私もそうなののですけれども、結構もう町域を越えていろんな動きをしたり、習い事であったり、何か子供の相談であったりというのをやっていたりもするところもあるので、何か町でできることと町域外でできることというのが恐らくあるのだろうなと思うので、その辺りはぜひ整理をしていただけるといいのではないかなというふうに思っているところです。

その中で、どうしても子供のこういったテーマとか、より福祉的なところだったり、なかなかどの自治体も遅れているなという印象がやっぱりあって、その中で今テーマとして追いつくというか、この瞬間学校再開を目指しながら、こういった児童福祉もしっかりと追いつける可能性があるなというふうに思っていて、こういったテーマに中心に取り組むことの重要性みたいなのところを町としてどう捉えているかというのをまずちょっと1点お聞きしたいなというふうに思っています。

その中で、こういったちょっとソフト支援というのは、やっぱり行政の中で、役場の職員の皆さんだけで実施していくというのは難しいとは思っているところもあるので、今は一番メインは社協さんであったり、そういったところなのかなと思うのですけれども、一方でそういった専門性を持つNPOさんを例えば誘致したりだとか、連携したりだとか、今いわき市さんの団体さんというお話もあったと思うのですけれども、そういった方たちに何か予算づけをしていくような取組も一つ可能性としてはあるのではないかなというふうに思っています。

現状今私の知る限りでは、基礎自治体からそういったNPOと連携して福祉をやっている事例ってそんなに多くないかなというふうに、学習支援とか、そういった支援学級とか、そういったものはちょこっと出てきているかなというふうに思うのですが、やはり北双エリアだったりとか、そういったところではなかなか今サービスがないのかなというふうに理解していて、ある意味中心的に取り組むというテーマとしては、双葉町としてやっていくテーマとしては、すごく重要なテーマにもなってくるのかなと思うので、ぜひ何かこの学校再開と併せて、そういった中心に据えていくという、町のポリシーの何か中核にしていくということも考えられるのかなと思うので、ぜひちょっとその方向性というか、考え方、その辺の重要性みたいなところをどう今認識されているかというのをちょっと2点ほどお聞きしたいなということでした。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） いろいろ山根議員からご指摘ございました。町内でのそういった民間の組織とか、その意向調査とか、アンケート的なものというのは、私も存じ上げていなかったのですが、そういったようなものが実際に感じている考え方というか、意見が集約されているのであるならば、それを参考にさせていただくというのも一つの方法でしょうし、まず何よりこの震災から11年5カ月避難をして学校再開というふうな取組が、令和10年4月を目標に始まったわけですが、まずいろいろな子供さんたちが双葉の今いわき市にある町立仮設学校に通っておられます。多様性といえますか、いろいろな問題というのは出てきておりますし、その問題を一つ一つ対応していかななくてはならないのは当然ですが、また令和10年4月の新たな学校再開に向けては、恐らくいろいろな問題というか、取り組まなくてはならないことが出てくるのだろうというふうに感じています。

それはそのときそのとき、やはり今からその状況の把握というのは確かに必要ですが、そのときにならないと分からない問題というのは当然出てくるというふうに思っていますので、そういう対応も柔軟な対応をするということと、まずは町内のニーズを把握することが必要だろうと感じています。

さらには、ご指摘があった民間団体の声も、いろいろ利活用といえますか、聞くことも大切だというふうに考えますので、そういったものと、そういった組織との連携もしながら、どういうふうにしていったらいいかというのは、もう本当に白紙の状態ですから、我々はいろいろな皆さんの立場の方たちの意見であったり、要望であったりお聞きしながら、よりよい方向に進めていく努力をしていきたいと思っています。

○議長（岩本久人君） 2番、山根辰洋君。

○2番（山根辰洋君） ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（岩本久人君） 通告順位7番、議席番号3番、小川貴永君の一般質問を許可します。

3番、小川貴永君。

(3番 小川貴永君登壇)

○3番(小川貴永君) おはようございます。議席番号3番、通告順位7番、小川貴永。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1、原子力損害賠償について。原子力損害賠償に関する訴訟を行い、判決が確定し、賠償金が支払われる場合、遅延損害金が増加されます。

現在、原子力損害の判定等に関する中間指針第5次追補での損害賠償請求が行われておりますが、発災から長い期間が経過しているため、遅延損害金に相当する金額が上乗せされるべきだと思いますが、町としてどのように考えているのか伺います。

○議長(岩本久人君) 町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 3番、小川貴永議員の質問にお答えいたします。

1、原子力損害賠償について。原子力損害賠償についてのおたかしですが、原子力損害賠償の遅延損害金については、訴訟により賠償額が確定した際、一般的には原告のみに適用される考え方であり、全ての対象者に水平展開できるか否かは大変難しいと認識している旨を令和5年第2回議会定例会において答弁させていただきました。

一方で、確定判決を受け、中間指針第5次追補を上回る賠償については、機会を捉えて東京電力に対し、町民への水平展開を求めていく旨を、これまでの答弁で申し上げてきたところであります。

遅延損害金に相当する金額の上乗せにつきましては、賠償基準として加えるよう求めることができるか、関係法律の解釈運用上の妥当性や相当性、実効性などの有無を専門家などのご意見をお聞きしながら、慎重に検討する必要があると考えております。

○議長(岩本久人君) 3番、小川貴永君。

○3番(小川貴永君) 答弁ありがとうございます。ちょっと追加質問させていただきますけれども、これ原賠審の第5次追補に関連しますので、ちょっとその話でさせていただきますけれども、裁判のほうも私携わっているやつで大体10個ぐらいになって、今和解という形になっているのですけれども、その詳細について語ろうと思います。

避難指示区域に応じたこの金額のほうなのですけれども、帰還困難区域というのが大体150万円、それと居住制限区域は280万円、それと解除準備区域、これも280万円、緊急時避難準備区域というのが112万円というのが裁判所のこの和解案の基本の金額なのですけれども、これに対しての遅延損害金なのですけれども、これが年間5%、現在14年と6カ月のやつが遅延損害金が増加されているのですけれども、これ和解案のほうで一般の方には言わないでくださいというので、詳細はちょっと言えないのですけれども、単純に年間5%の14年6カ月というと、ざっと約倍ぐらいだというのは予想つくと思うのですけれども、それだから結局、金額がもう大体倍近く、遅延損害金が換算されると175%ですから、大体倍ぐらいになるということと、それとちょっとあれなのですけれども、裁判のほかに

中間指針を超える賠償を命じる判決というのも出ていまして、これがふるさと喪失慰謝料のほうが、これ仙台高裁のほうでも認められているというような例も出ていますので、この辺のちょっと考えて要求できないかということをお聞きいたします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 先ほども答弁でお話をさせていただきましたけれども、遅延損害金に関しては、原則裁判をされた方たちに対してと。ただ、今議員の再質問の中で、単純にそのとき当然被災をして、賠償の取組があったときにもらうべきものが十数年経ってしまったと。遅れたので、そこに関する利息という考え方だと思います。

そういうご指摘なのだろうというふうに私聞きましたけれども、これに関して、我々法の専門家ではありませんから、町にも顧問弁護士等、いろいろなお付き合いのある弁護士さんおられますから、そういった方たちのいろいろな意見をお聞きしながら対応の検討が可能であるのかどうか、まずちょっと調べてみたいと思います。そういったことで可能であるならば、町としてもその取組をすることは考えていかななくてはならないと考えます。

○議長（岩本久人君） 3番、小川貴永君。

○3番（小川貴永君） 何せ賠償が始まって15年というかなり長期になりますので、それだけ町民の方の負担とかも増えていますので、ぜひその辺の要求もあるということで検討していただきたいなと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（岩本久人君） ここで暫時休議します。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時20分

○議長（岩本久人君） 会議に戻します。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第2、議案第24号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第24号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第3、議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第25号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第4、議案第26号 双葉町税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第26号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第5、議案第27号 双葉町税特別措置条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第27号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第6、議案第28号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第28号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第7、議案第29号 双葉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第29号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第8、議案第30号 双葉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一

部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第30号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第9、議案第31号 双葉町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第31号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第10、議案第32号 双葉町都市公園条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第32号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第11、議案第33号 町道路線の廃止についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第33号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（岩本久人君） 投票漏れありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（岩本久人君） 賛成全員です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第12、議案第34号 町道路線の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑は終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第34号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第13、議案第35号 指定管理者の指定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第35号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票の結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第14、議案第36号 令和7年度双葉町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第10款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第14款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第15款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第18款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 歳出に入ります。

第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第36号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第15、発議第2号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書案を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

2番、山根辰洋君。

(2番 山根辰洋君登壇)

○2番(山根辰洋君) 発議第2号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書案について、提案理由を申し上げます。

幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援などを行うこの被災児童生徒就学支援等事業は、被災した子供たちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

福島県では、今でも多くの子供たちが県内外で避難生活を送っており、経済的な支援を必要とする子供たちも多いことから、引き続きこの事業による就学支援は必要であります。

このため、令和8年度においても、全額国庫で支援する被災児童生徒就学支援等事業の継続と十分な就学支援に必要な予算確保を行うことを要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでありますが、意見書については、お手元に配付した案のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

なお、意見書の提出先は復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣であります。

よろしくご審議をお願いします。

○議長(岩本久人君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。発議第2号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されましたので、関係機関へ意見書を提出いたします。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長(岩本久人君) 日程第16、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務教育常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付したとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(岩本久人君) 日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付したとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長(岩本久人君) 日程第18、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付したとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(岩本久人君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和7年第2回双葉町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前10時44分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 岩 本 久 人

署名議員 伊 藤 哲 雄

署名議員 作 本 信 一